

12月4日（月）

令和 5 年 12 月 4 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1 番	齊藤了介	(志誠会)
2 番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3 番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4 番	工藤隆久	(同)
5 番	内田理佐	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	川添博	(同)
7 番	荒神稔	(同)
8 番	福田新一	(同)
9 番	本田利弘	(同)
10 番	山内いっとく	(同)
11 番	山口俊樹	(同)
12 番	下沖篤史	(同)
13 番	濱砂守	(同)
14 番	黒岩保雄	(緑風会)
15 番	脇谷のりこ	(親和会)
16 番	松本哲也	(県民連合立憲)
17 番	山内佳菜子	(同)
18 番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
19 番	西村賢	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	二見康之	(同)
21 番	後藤哲朗	(同)
22 番	山下寿	(同)
23 番	野崎幸士	(同)
24 番	佐藤雅洋	(同)
25 番	安田厚生	(同)
26 番	日高利夫	(同)
27 番	凶師博規	(無所属の会 チームむか)
28 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29 番	井本英雄	(自民党同志会)
30 番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32 番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	武田浩一	(同)
34 番	山下博三	(同)
35 番	日高陽一	(同)
36 番	丸山裕次郎	(同)
37 番	中野一則	(同)
38 番	外山衛	(同)
39 番	日高博之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	川北正文
環境森林部長	殿所大明
商工観光労働部長	丸山裕太郎
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	原口耕治
会計管理者	長倉佐知子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
総務部参事兼財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	米良勝也
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	鬼川真治
議事課長	福島久大
政策調査課長	牧浩一
議事課長補佐	佐藤亮子
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○日高博之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、黒岩保雄議員。

○黒岩保雄議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日南市選出の緑風会、黒岩保雄です。傍聴にお越しいただきました皆様、またインターネットで視聴いただいている皆様、心からお礼を申し上げます。

今回は、知事の政治姿勢、行財政改革などのほか、これまでに県民の皆様から私に寄せられました相談、提案など、6項目について質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年は置県140年の年、知事も私ども議員も新たなスタートの年になりました。改めて140年の歴史を振り返ると、人口も少なく、主力産業もない、またかつては小藩が分立していた宮崎県を、ここまで発展させてこられた先人の尽力に感謝せずにはられません。

政治に携わる私どもとしましては、先人に対し誇れる郷土に、未来を担う次世代には夢と希望を与えるふるさとにしなければなりません。

こうした中、本年は、世界が注目する会合やスポーツ合宿に加え、県人会世界大会を開催し、県内各地でも様々な交流が図られるなど、関係者からも高い評価をいただいたところであります。

振り返れば、置県140年は「つながる」をキーワードとし、世界に、未来に、人と人がつながる大変意義ある年であったと思います。尽力された知事をはじめ、職員、企業・団体の皆様、関わった全ての方々に心からお礼を申し上げます。

す。

こうした中、10年後に迎える150年は大きな節目となります。その間には、国スポ・障スポ開催のほかに、足元では、少子高齢化、人口減少など山積する課題を抱える中、知事は10年後の置県150年に向け、どのような県づくりを目指されていくのか、思いをお伺いします。

また、知事の思いを実現するためには、各種施策を着実に展開しなければならず、その土台となる税財政基盤の確立は欠かすことができません。

国においては、地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額の一部を一旦地方公共団体が借金して賄っておく臨時財政対策債を2001年から認めるようになりました。これは時限的な措置として導入されましたが、国の財源不足は解消されず、現在まで延長されています。

本県の場合、令和4年度の決算で見ますと、およそ610億円の県債発行額のうち、約48億円が臨時財政対策債となっています。

この対策債の元利償還金は、後年度に国がその金額を地方交付税で措置することになっていますが、本来、地方交付税としてその年に交付されるべきものを起債で賄わなければならない現状であることから、全国知事会においては、この臨時財政対策債を廃止し、地方交付税の総額の確保を求めています。

このように、国も地方も厳しい財政運営が続いている中、県が策定しているみやざき行財政改革プランに沿った改革を断行することは、非常に重要であります。

プランの中で「健全な財政基盤の構築と資産の有効活用」をプログラムの一つに掲げ、県税の収入確保に関する取組を強化することとされ

ています。

そこで、県税収入の合わせて約4割を占める個人県民税と自動車税種別割の徴収率の状況と、その対策はどうなっているのか、総務部長にお伺いいたします。

あわせて、県の知事部局の職員数については、平成17年から24年までの間に約1割が減少し、その後の約10年間は、ほぼ横ばいで推移しています。職員数については、単に削減することではなく、真に必要な行政サービスを効率的で効果的に提供できる人員体制が適正な定員管理だと思います。

そこで、令和元年度から4年度までの第三期のみやざき行財政改革プランの期間中、職員数に増減のあった主な業務は何か、また今後、どのような業務が職員数の増減に影響すると見込んでいるのか、総務部長にお伺いいたします。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

置県150年に向けた県づくりについてであります。

置県140年となる今年は、主要国際会議では23年ぶりとなるG7宮崎農業大臣会合や、WBC侍ジャパン、ラグビー日本代表の合宿、県人会世界大会など、本県と世界がつながり、本県の魅力を発信する機会に恵まれた年となりました。

本県が再配置されてからこれまでの間の発展は、幾多の先人たちの情熱と並々ならぬ御尽力なしにはあり得なかったものと、改めて感謝の思いと、その歩みを未来へ引き継いでいく責任の重さを感じているところであります。

この節目の年に、県では、2040年を見据えた

新たな総合計画を始動させたところでありませう。

今後10年を見据えますと、本県のみならず、我が国も人口減少が急激に進むことが予測されます。その中で、人口80億人を超えた国際情勢というのは、さらに大きく変化をしてくる。その中で、私は、この宮崎が持つ豊かな自然や歴史や文化、食の供給機能、温暖な気候、ゆったりした時間が流れる癒やしの空間、そういった本県固有の価値や魅力というものが最大限に生きてくる、またそれが求められてくる、そのような時代になろうかと考えております。

総合計画が目指す「安心と希望あふれる宮崎」の実現に向けて、こうした魅力を最大限に生かすとともに、基幹産業であります農林水産業のさらなる活性化や、先端技術の活用による新たな産業の創出、暮らしや産業を支える社会基盤の整備など、人口減少が進む中であっても、活力があふれ、先人たちはもとより、将来世代にも誇れるふるさと宮崎づくりを目指してまいります。以上であります。 [降壇]

○総務部長(吉村達也君) [登壇] お答えします。

まず、個人県民税及び自動車税種別割の徴収についてであります。

令和4年度の徴収率が、個人県民税は97.6%で全国第13位、自動車税種別割は99.8%で全国第5位となっております。いずれも着実に伸びている状況にあります。

その対策としまして、個人県民税では、賦課徴収を行う市町村と連携し、徴収職員の技術向上を図る併任人事交流や、滞納の早期解消を図る県への徴収引継ぎ等に取り組んでおります。

自動車税種別割では、コンビニ、クレジットカード、スマホアプリ等の多様な納付手段や、

SNS等を活用した広報により、納期内納付を推進するほか、催告や滞納処分などの滞納整理に計画的に取り組んでおります。

今後とも、これらの対策をしっかり行うことで、県税収入の確保につなげてまいります。

次に、職員数の増減についてであります。

令和元年度から4年度までの第三期みやざき行財政改革プランの期間中、国スポ・障スポの開催準備や新型コロナ対応などの業務が増加しましたが、一方で、国文祭・芸文祭や防災庁舎の整備が終了したことなどから、知事部局等の職員数は、プランに目標値として掲げた3,800人程度を維持してまいりました。

今後、新型コロナの5類移行や、さらなる業務効率化などにより、一定の業務量の減少は見込まれますが、国スポ・障スポに向けた体制強化や危機事象への対応、また新たな行政需要に 대응していく必要があることから、今年6月に策定した第四期プランでは、令和9年度における目標値を3,900人程度としております。以上であります。〔降壇〕

○黒岩保雄議員 答弁をありがとうございます。特に知事におかれましては、今後の10年間で歴史に残る成長を遂げる期間となりますように、全力で取組をよろしくお願ひしたいと思います。

また、税の徴収につきましては、期限内納付の推進も図りながら、税収の確保を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

職員配置につきましては、デジタル関係の職員も今後必要になってくるのではないかと考えています。県内の市町村や県民の方からのいろんな相談、そういったものに柔軟かつ迅速に対応できる体制をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、第三期の改革の中で、県の行政機関における対応についての満足度につきましては、平成30年度の83.3%を令和4年度には90.0%にするという目標でありましたが、実績では81.0%でございました。私は、80%を超えていれば、これは大きく評価できるものと考えております。今後も県としましては、日々さらなる行政サービスの向上に努めなければなりません。

そこで、第四期プランでは、行政サービスのさらなる向上のために、何に重点を置いて取り組んでいかれるのか、総務部長にお尋ねします。

○総務部長（吉村達也君） 県民ニーズが多様化・複雑化する中、そのニーズに迅速かつ的確に 대응するためには、利便性の高い行政サービスを提供することも重要であると考えております。

このため、第四期みやざき行財政改革プランにおいては、新たに行政のデジタル化を重点的に取り組む柱の一つとして位置づけ、電子申請システムの利用拡大や、相談業務等におけるAI等の活用、電子納税・電子申告の対象拡大など、行政サービスのさらなる利便性の向上を図ることとしております。

人口減少が進み、今後、職員の確保がさらに厳しさを増す中であっても、県民の行政サービスに対する満足度をさらに高めていけるよう、引き続き行財政改革に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 行政手続の電子化、これはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

さて、令和6年度の当初予算編成方針の中で、新規及び改善事業については、事業の成果を検証するために、原則として、事業と関連性の高い指標、いわゆるKPIの設定を行うと定められています。

このK P Iとは、キー・パフォーマンス・インディケーターの略で、重要業績評価指標のことです。K P Iを設定することは、事業の目的や期待する効果が明確になり、事業の進捗や方向性にブレがないかなどを測定できます。本年度の補正予算の事業でも非常に分かりやすい設定がしてあり、円滑な審査ができたところでございます。

今後は、新規及び改善事業に限らず、例えば単発のイベント、P R事業などについても設定を拡大し、併せて県民の皆さんにも分かりやすい形で公表するなど、積極的な活用が望ましいと考えております。

こうしたことから、令和6年度の当初予算編成方針で示されているK P Iの設定について、どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 限りある財源を効果的に活用していくためには、予算編成におきまして、客観的なデータなどに基づき、事業の計画、実行、評価、改善を行う、いわゆるP D C Aサイクルをしっかりと回していくことが重要であると考えております。

このため、令和5年度当初予算から、新規・改善事業の構築の際に、原則として、事業との関連性や客観的な効果測定の可否などを踏まえたK P I（重要業績評価指標）を設定し、課題等の分析や事業手法の妥当性の検討などに活用しております。

また、令和5年度当初予算案の公表資料では、事業概要の説明資料に記載するとともに、来年度からは「主要施策の成果に関する報告書」にも示してまいりたいと考えております。

こうした取組や政策評価への反映を通じて、事業や施策の意義や効果を県民の皆様に分かり

やすく説明できるよう、しっかり取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 来年度の「主要施策の成果に関する報告書」にも掲載されるということで、非常に期待をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、農林水産業の振興です。

県内の漁協に所属するカツオ船が今シーズンの漁を終え、各港に戻ってまいりました。今シーズンは過去最高の漁獲高を記録した船も多く、そしてついに南郷漁協所属の竜喜丸がカツオ一本釣りの漁獲量で日本一となりました。地元の港が大変活気づいています。この機会に、漁業に対する理解と魅力が高まり、漁業に就労する人が一人でも多く増えることを願っています。

こうした中、県内漁協の合併についても、さきの県内J Aに続き、合併の議論が進められていると聞いています。この進捗状況についてはどうなのか、また県はどのように支援しているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県内の漁協の合併については、令和4年6月に、県内19漁協の組合長等から構成される宮崎県一漁協合併推進協議会が設立され、令和7年4月1日の合併を目標に、合併計画等について議論を行っているところです。

県としましては、漁業者や漁協職員の減少はもとより、近年の物価高騰など、社会状況の変化に対応するためにも、漁協組織体制の強化は急務と考えております。

このため、協議会設立の段階から、水産局が一体となって、指導助言など積極的に支援を行っており、私自らも協議会の委員として参画しているところです。

今後とも、本県水産業の成長産業化のため、関係団体と連携し、県一漁協の実現に向けて取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 合併に際しましては、組織の改編でありますとか電算システムの改修とか、様々な経費等もごございます。県の的確なアドバイスと財政の支援もよろしくお願ひしたいと思います。

さて、福島第一原子力発電所事故に伴いますALPS処理水の放出が本年8月に開始されました。このALPS処理水は、環境や人体への影響は考えられないとされておりますが、水産物等への風評被害などが懸念されています。

本県のカツオ船なども東北地方に水揚げしているところではありますが、本県の漁業への影響は出ているのか、また影響があった場合の対応はどうか、農政水産部長にお伺ひします。

○農政水産部長（久保昌広君） ALPS処理水については、8月24日に初めて海洋放出されて以降、これまでに3回の放出が実施されておりますが、周辺海域の水産物や海水は、国のモニタリングにより、安全であることが確認されています。また、県では、本県漁船の東北地方の水揚げ地での魚価を調査しており、放出前後において顕著な下落は見られておりません。

しかしながら、処理水の放出は約30年間と長期にわたることや、今後、輸出の停止が長期化した場合、国内水産物への間接的な影響も考えられることから、引き続き市場等の状況を注視するとともに、必要に応じて、国の「水産業を守る」政策パッケージの活用など、漁業関係者が安心して事業を継続できるよう対応してまいります。

○黒岩保雄議員 地元の漁業関係者からは、東北地方で漁協が水揚げされた魚等を冷凍保管し

た場合に、新たに水揚げされた魚が冷凍保管できないのではないか、飽和状態になるのではないかとことを危惧されております。引き続き注視をお願いし、必要に応じた対策をお願いしたいと思います。

続いて、子牛の価格についてでございます。

飼料高騰などの影響で、県内子牛の価格が下落しております。先月行われました県内での子牛の競り市では、1頭当たりの県内の平均価格が49万2,000円となり、前年同月と比べ2割近く安くなっています。

県をはじめ、畜産関係者の方々は、長年、宮崎牛のブランド化に取り組み、全共での日本一をはじめ、知事のトップセールス、最近では東京食肉市場まつり2023での成功など、数々の実績を上げてこられました。本県の子牛の価格は全国と比べどのように推移しているのかを農政水産部長に伺ひます。

また、この子牛の価格の下落の支援として、国の和子牛生産者臨時経営支援事業に加えて、県もこれに上乘せする形で緊急支援をしておりますが、この国の支援事業が今月までで終了するため、支援の延長や新たな支援策が望まれているところでございます。

繁殖農家の方々から「このままでは年が越せない」「今後の経営が不安である」などの声を聞いております。農政水産部長に、子牛価格の下落の状況と、その影響を受けている繁殖農家への支援についてお伺ひいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 昨今の子牛価格の状況を見ますと、飼料価格の高止まりによる生産コスト高や、牛肉の消費低迷による枝肉価格の低下を受けて、令和5年5月頃から全国的に子牛価格の下落が続いており、本県でも同様に厳しい状況にあります。

このため県では、配合飼料の価格高騰に関する支援を行うとともに、畜産経営コンサルなどを活用した経営体質の強化や生産性の向上の推進を図っております。

加えて、国の肉用子牛生産者補給金制度と連携した価格差補填により、繁殖農家の支援を行っているところであります。

引き続き、国や県、市町村、関係団体で同じ方向を向いて一体となって、肉用牛の生産基盤の維持・強化を図ってまいります。

○黒岩保雄議員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、同じ方向を向いて、肉用牛の生産基盤の維持を図っていただきたいなと思います。

県総合農業試験場亜熱帯作物支場は、昭和9年に当時の南郷町に開設された農事試験場南郷柑橘試験地から始まり、その後、名称の変更や移転などを経て現在に至っております。

これまでには、亜熱帯性の果樹、花卉、花木の生産技術の研究・開発をはじめ、柑橘類の生産技術の開発に取り組み、大きな成果を上げてこられました。

また、敷地内にある有用植物園には、世界の三大花木である、南米を原産とするジャカランダの群生地があり、これまでも民間の有志の方々などで組織する日南市ジャカランダ研究会や、ジャカランダプロジェクトによるジャカランダの普及啓発、維持管理、イベントの開催などに取り組まれてきました。

特に、毎年6月に開花するジャカランダは、この植物園が日本一の群生地であり、全国から多くの観光客が訪れ、今年の開花時期にはおよそ6万8,000人が来場いたしました。

しかしながら、ここ数年、ジャカランダの樹木が老木等により開花が少なくなっており、地

元の方々や観光事業者などが心配されております。このことについて、県はどのような対策に取り組んでおられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 今年のジャカランダにつきましては、昨年度の台風や冬の低温の影響等により、例年に比べ、開花が少ない状況でありました。

また、近年は、樹木の老化等により、開花しない株や、花の数が減少している株も出てきております。

県といたしましては、日南市や市民団体の道の駅なんごうジャカランダプロジェクトの皆様、さらには地域ボランティアの方々と連携しながら、開花しない株の伐採と新しい苗木の植樹を進めているところです。

あわせて、県では引き続き、施肥や下草刈りなど、ジャカランダの成長を促す適正な管理に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 ジャカランダの樹木の始まりは、数十年前にブラジル県人会の方が帰省されたときに持ち込んだ種から始まったと聞いております。大事にしていきたいと思います。

また、有用植物園は、平成14年の「道の駅なんごう」の整備と併せ、リニューアルされました。園内には、トロピカルガーデン、ロックマウンテン、展望広場などがあり、亜熱帯性の樹木と風光明媚な景観を有する個性ある植物園として、隣接する「道の駅なんごう」とともに、日南海岸を代表する観光地になっています。

しかしながら、リニューアルから20年以上が経過し、木製の歩道が腐食したため、使用禁止となっている箇所もあります。どのように対処されるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 亜熱帯作物支場は、本県農業の振興を図る上で欠かせないマンゴーやライチといった亜熱帯性作物を対象とした研究機関であるとともに、毎年多くの方が来場される憩いの場ともなっております。

そのような中、議員御指摘のとおり、支場内の木製遊歩道等の施設で一部老朽化が進んでいる箇所については、安全確保のため通行禁止としております。

県といたしましては、今後、計画的な修繕を行い、来場者の安全性の確保に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 本当に素晴らしい植物園ですので、しっかりと管理をよろしくをお願いします。

ところで、この有用植物園の名称について、来訪者や観光事業者から、有料なのか立入禁止なのかなどの誤解を招いていると聞いております。もっと分かりやすく、県民に親しみやすい名称にできないか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（久保昌広君） 有用植物園は、温暖な気候と亜熱帯作物支場の研究成果を活用した亜熱帯性植物専門の植物園として昭和58年に開園し、県内外の多くの方に御利用いただいているところであります。

議員御指摘のとおり、有用植物園という名称から、入場料が必要であったり、県民の立ち入ることができない施設であるなど、誤解を与えているといったお話も伺っております。

一方で、開園から40年が経過し、有用植物園という名称は定着していると考えられますことから、県としましては、地元の日南市など関係者等と意見交換を行い、来場者に分かりやすい利用情報の提供を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 県民に親しみやすい名称で、いろいろな方々の御意見をいただきながら対処をお願いしたいと思います。

続いて、総合交通と安全対策です。

今年10月からスタートいたしました「みやざきシニアパス」は、65歳以上の県民を対象に、宮崎交通の路線バスが1乗車200円で乗れるICカード型の乗車券であります。その経費の一部を県が令和6年度末まで補助する事業でございます。

こうした中、利用者の方々からは、「ガソリン代高騰の折、とても助かる。自動車の利用を減らし、バスを利用したい」「県内のイベントや施設に出かける機会が増えた。期間限定ではなく、ずっと続けてほしい」というような意見があり、好評のようです。また、これにより、乗車人員の増加、さらには高齢者の外出機会の創出にもつながっていると聞いております。

そこで、現時点での利用状況はどうなっているか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 「みやざきシニアパス」の本年10月末時点でのカード申込み件数は約1万4,000件となっており、また、宮崎交通の路線バスにおける利用回数は約1万6,000回となっております。

実際に利用された路線、区間などについては、現在、同社において分析中ではありますが、宮崎一飢肥線など比較的長距離のバスを中心に利用が増えているとお伺いしております。

なお、このシニアパスに対する県の支援は令和6年度までとなっておりますが、終了後におきましても、バス事業者において、事業の継続や同様の企画乗車券を新たに造成することなどの検討を行い、高齢者の利用促進に取り組んでいくこととしております。

○黒岩保雄議員 このカードの申込みにつきましては、日南市や西都市の方が多いと聞いております。また次の機会でも、その利用状況について詳しくお伺いしたいと思います。

支援の終了後も、バス事業者において、事業の継続や新たな造成も検討するというところでございます。

先日、早く65歳になりたいという方がおられました。なぜかと聞きましたら、200円バスに乗りたいからと言われました。ただ、この方は令和6年度には65歳になりませんので、事業がそのまま終了しますと、私は怒られることとなります。

この事業が将来も持続するためには、この機会にもっとバス乗車の関心を高め、気軽に利用いただけるようにする必要があると思います。

シニアパスの制度は知っているが、そもそも乗り方が分からないという人が多いようです。利用促進に向けた今後の取組について、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県におきましては、地域公共交通を将来にわたり持続可能なものとするための指針として、現在、宮崎県地域公共交通計画の策定を進めており、その中で、バスのさらなる利用促進に取り組んでいくこととしております。

具体的には、県や市町村、交通事業者等から成る利用促進協議会を新たに設置し、バスのイベントや高齢者向けの乗り方教室を全県的に開催することなどを検討するとともに、Ma a Sの推進や新たなキャッシュレス決済の導入など、デジタル技術を活用した利便性向上も図っていくこととしております。

このほか、鉄道とのダイヤ調整による結節強化に取り組むなど、関係機関とも連携し、積極

的な利用促進に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 利用促進協議会の設置はともいいと思います。早期の設置と組織が機能することを大いに期待しております。

さて、新しい道路ができた場合など、交通の流れが変わりますと、当然のことながら、信号機が必要になってきます。高速道路の開通で車の流れが変わった日南市の方から、新たな信号機の設置について相談を受けました。

信号機の設置につきましては、安全性の確保などの観点からは有効である一方、交通量の少ない時間でも信号が変わるまで停止しなければならないなどの不便が生じる場合もあります。慎重な判断が求められるものと考えております。

そこで、警察では信号機設置の必要性をどのように判断されているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 信号機の設置につきましては、警察庁から指針が示されており、本県もこの指針を基準として設置を行っております。

具体的な指針の内容といたしましては、一定以上の交通量があること、車が安全にすれ違うための道路の幅員や横断しようとする歩行者の待機場所が確保できること、学校、幼稚園、病院等の付近において生徒や高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること等の条件が示されており、この条件に合致するかなどを総合的に判断した上で、真に必要な箇所を選定して信号機を設置しております。

○黒岩保雄議員 指針を基に判断されているということが分かりました。

また一方で、県民の方からは、信号機の設置までにはかなりの期間がかかるのお話も伺っ

ています。

そこで、本県での信号機は年間に何か所新設されているのか、またそれは必要と判断された数に抑えられているのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 信号機の新設数についてのお尋ねでございますけれども、令和元年度は13か所、令和2年度は7か所、令和3年度から令和5年度までは年間8か所に設置しております。

信号機の設置要望への対応につきましては、全ての要望について、要望者から直接お話を伺った上で、先ほど申し上げた、警察庁から示された指針を満たしているかなどの現地調査を行い、設置の必要性を判断します。

その結果、限られた予算の中で既存の信号機や横断歩道等の更新費用などを勘案しつつ、真に必要性が高いと認めた箇所に優先的かつ計画的に設置を進めております。

なお、設置の必要性が低い箇所につきましては、道路管理者と連携しつつ、交差点のカラー化や減速マークの設置などの対応をしております。

○黒岩保雄議員 1か所当たりの信号機の設置費用につきましては、場合によっては1,000万円ほどかかると聞いておりました、設置までには、現地調査、設計、工事、さらには道路管理者による道路改良まで必要な場合もあるため、短期間での設置は難しいと伺いました。

また、県内では2,300基を超える信号機がありまして、このメンテナンスの費用も膨大だと聞いております。

いずれにいたしましても、交通安全の確保・向上のために、厳しい財政状況ではありますが、着実な対応をよろしくお願ひしたいと思いま

す。

それでは、企業立地の質問に入ります。

熊本県内に台湾企業のT S M Cが進出するなど、九州全体で投資の活発化の動きがあります。本県でもロームの第2工場の建設の発表がありました。

こうした追い風の中、本県に対し企業から寄せられる立地に関しての相談はどのような状況なのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 本県におきましても、企業の投資が活発化しており、昨年度は43件の立地認定を行いました。

その内訳は、半導体関連企業4件を含む製造業が16件、流通関連業が7件などとなっております。今年度も様々な立地に関する問合せや相談をいただいているところです。

具体的には、半導体関連企業をはじめとする製造業や2024年問題への対応が求められている流通関連業など県内外の企業から、まとまった工業用地はあるか、インターチェンジなど周辺インフラの状況はどうか、補助制度についてはどうかなどの相談が寄せられております。

○黒岩保雄議員 T S M C 効果だけではなく、物流の2024年問題、こういったものに関連した問合せがあるということがよく分かりました。

それで、関連質問でございますが、かつて自動車産業の関連企業が九州に進出する際に、高速道路が整備されていた九州北部には工場が集積いたしました。九州南部にも高速道路が整備されていればチャンスはあったはずだと伺ったことがあります。今回はこのチャンスをしっかりとつかむためにも、県内における企業立地の条件整備を行う必要があると思います。

そこで、企業立地の受皿となる工業団地と人

材確保について、課題とその対応を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） まず、工業団地につきましては、企業立地のニーズにマッチした整備が重要であるほか、団地造成に伴う様々な規制や各種手続に対応するノウハウが必要であります。

このため県では、市町村の担当者を対象とした団地整備に関する研修会を開催するとともに、市町村が実施する団地造成のための調査事業や基盤整備事業等に補助を行っております。

また、人材確保につきましては、企業立地においても大きな課題であります。県といたしましては、操業時の求人広告や企業説明会等の経費を補助しているほか、操業後のフォローアップを含め、人材確保につながる様々な支援を行うとともに、今月、半導体人材の育成・確保のためのコンソーシアムを立ち上げる予定であります。

○黒岩保雄議員 特に人材確保につきましては、市町村単独では取り組むことがなかなか困難な場合がありますので、県がしっかりとリードしてほしいなと思います。また、コンソーシアムを立ち上げられるということでございますので、しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

一方で、市町村が団地造成を行う際は、多額の費用を要するものの、団地が埋まるほどの企業を誘致できるのかという不安があります。

そこで、次の質問です。

県内の各市町村が取り組む企業誘致に当たっては、どのような分野の企業が地元の地理・地形などの条件に適しているか、地場企業や産業に相乗効果をもたらすか等の視点での判断が必要になります。

しかしながら、そうした専門的な知見が市町村には必ずしもあるとは限らず、戦略的な取組が図られていないのが現状であろうと思います。

このように、各市町村が地域の特性に応じた企業立地に取り組むためには、専門的な知見が必要となりますが、県の市町村に対する支援について、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 社会経済情勢が大きく変化する中、企業立地を推進するには、国の動向や先端産業等に関する最新の情報収集など、専門的な知見の向上が重要であります。

このため、県と市町村等で構成する企業立地促進協議会の活動として、企業立地の専門機関が行う研修会に参加するとともに、企業の投資動向や誘致戦略などをテーマに、外部講師を招いた研修会を開催しております。

また、市町村と連携して、企業訪問、現地視察、展示会出展、情報発信等にも取り組んでおります。

今後とも、投資に意欲的な企業等の最新情報の収集、また市町村との情報共有に努め、より一層の企業立地の推進につなげてまいります。

○黒岩保雄議員 ありがとうございます。部長の答弁は、研修による市町村職員のスキルアップと情報収集・共有ということでございますが、現在の追い風、このチャンスをしっかりとつかむような企業誘致の戦略を立てるには、市町村個々の状況に応じた、より専門的な分析、助言、こういったものが必要じゃないかと考えております。

部長におかれましては、東京事務所長も経験しておられますので、その辺りの必要性もよくお分かりだと思ひます。さらなる支援体制の充

実をよろしくお願いいたします。

次に、台湾との交流についてです。

本県出身の画家で映画監督の小松孝英さんは、日本統治下時代の台湾で画家として活躍した本県出身の塩月桃甫のドキュメンタリー映画を制作いたしました。また、現在では、かつての台北高校を卒業し、後に宮崎県立図書館長や宮崎相互銀行の社長を務めた、本県出身の作家である中村地平のドキュメンタリー映画を制作いたしております。

今回の映画の完成によって、台湾との文化芸術の交流がさらに深まり、経済の交流につながることを願っているところであります。

こうした中、本県では、コロナ禍以前、経済訪問団や県議会日台議員連盟などの台湾訪問をはじめ、台北との航空便の就航及びクルーズ船の本県寄港など、友好的な隣国として様々な交流が図られてきました。また、先日は、台中市にある日南駅と日南市の日南駅が、姉妹駅として協定を締結したところでございます。

そこで、このような交流を積み重ねてきた現在、本県の台湾への農畜水産物・食品の輸出の現状と今後の取組について、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県が実施する貿易企業実態調査によると、令和3年の台湾への農畜水産物・食品の輸出実績は、牛肉や加工品を中心に約17億円となっており、国・地域別では、3番目の重要な輸出先であります。

輸出につきましては、これまで、トップセールスによる県産品のPRや、地域商社と連携した販路拡大の支援に取り組んでおり、今年6月に改定した「みやざきグローバルプラン」においても、引き続き台湾をターゲット地域に位置

づけ、重点的に取組を進めることとしております。

今後とも、現地レストランへの県産品セールスや経済分野の人的ネットワークの強化を図り、農畜水産物・食品のさらなる輸出の促進にしっかり取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 台湾に対しましては、17億円の輸出、そして3番目に多い貿易相手国ということでございます。まだまだ伸び代はあると思いますので、重点的な取組をよろしくお願ひしたいと思います。

こうした中、外国クルーズ船は以前、台湾や中国から本県に数多く寄港しておりました。特に台湾から来るクルーズ船は、乗船客の日本での消費欲も旺盛で親日的なため、本県の観光事業者をはじめとする関係者から歓迎されておりました。

その後、コロナ禍や国際情勢など様々な環境が変化してきた中、県における現在の外国クルーズ船の誘致の取組について、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 外国クルーズ船の本県への寄港数は、今年3月の約3年ぶりの再開以降、これまでに14回を数えるまで回復しておりますが、インバウンド需要を確実に取り込むため、さらなる増加を図っていくことが必要と考えております。

このため、現在、県では、船会社に対するセールス活動やキーマンの招請等を行うとともに、クルーズ見本市への出展等を通じて、本県の寄港地としての魅力を広くPRしております。

また、消費額拡大の観点から、高付加価値なインバウンド誘致が重要となっており、富裕層向けの小型ラグジュアリー船をターゲットとし

た宮崎ならではの体験型商品も提案しております。

今後とも、地元自治体と連携し、外国クルーズ船の誘致に積極的に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 富裕層向けの小型ラグジュアリー船は非常に経済効果も高いと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、高齢者福祉施設についてでございます。

公益社団法人全国老人福祉施設協議会の調査によりますと、令和4年度の特別養護老人ホームの経営状況は、62%が赤字であるとの発表がございました。物価高や光熱費の上昇などが原因とのことでありますが、県内における特養の経営状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺ひします。

○福祉保健部長（川北正文君） 厚生労働省が実施した令和5年度介護事業経営実態調査では、全国の特別養護老人ホームの収支差率はマイナス1%と、赤字の状態にあるという結果となっております。

県内の特別養護老人ホームにおきましても、全国と同様に、原油価格や物価高騰の影響を受けていることに加え、人材不足による施設の稼働率低下などもあり、多くの施設が大変厳しい経営状況にあると、関係団体等から伺っております。

○黒岩保雄議員 厚生労働省も厳しい状況を把握しているという中で、県内では人材不足による施設の稼働率の低下、こういったものもあると、これがさらに厳しい経営状況に拍車をかけているということでございます。

このような状況では、介護事業を休止、または廃止する事業者が現れ、地域での介護サービ

スの担い手が不足する事態になりかねません。

こうしたことは、利用されている方々やその家族のみならず、高齢者世代及び現役世代にも大きな不安を与え、社会全体に混乱を招くものと大変危惧しております。

介護事業者の収入となる介護報酬は国が決めるため、事業者の努力には限界がある中、来年度の介護報酬の改定に向けた議論が現在、国でなされていると聞いております。県内事業者も現状に鑑みた改定を強く望んでおられます。

そこで、厳しい経営環境において、高齢者の生活の場である特別養護老人ホームを運営することに関して、知事の見解をお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の高齢者人口は年々増加を続けておまして、常時介護を必要とし、在宅介護が困難な方が利用する特別養護老人ホームの重要性はますます増しておまして、必要不可欠な施設と考えております。

光熱費や食材料費などの物価が上昇する中、また人手不足が深刻化する中、公定価格であります介護報酬が収益の中心となる特別養護老人ホームの事業運営は、大変厳しい状況にあると認識しております。そのような中、高齢者の暮らしをしっかりと支えていただいている介護事業者の皆様に深く感謝を申し上げます。

介護報酬につきましては、1月にも国から改定案が示される見込みではありますが、県としましては、これまで全国知事会を通じて、高齢者施設の支出増加の影響を踏まえた報酬改定等の財政措置を国に対して要望しておりますほか、社会保障審議会分科会におきましても、地方側の意見として、支援措置の検討を要望しております。

今後とも、適切な介護報酬が設定されるよう

国へ働きかけていくとともに、安定的な介護サービスが提供できるよう、必要な支援を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 ありがとうございます。全国知事会等で中心的な存在であります河野知事におかれましては、さらなる働きかけをよろしくお願ひしたいと思います。また、事業者の方々の声を引き続き十分に酌み取っていただき、必要な支援をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の項目の健康と県立病院です。

宮崎県立看護大学教授で、宮崎県産婦人科医学会会長の川越靖之医師の講演を聞かせていただきました。テーマは「宮崎県から子宮頸がんを撲滅しよう」というものであります。

これまでも県議会で取り上げられてきました子宮頸がん予防、2019年における本県の女性の部位別がんの罹患率は、大腸が全国で47位、胃が44位と、いい状況でございますが、一方で、子宮頸がんの罹患率は全国1位と、悪い状況であります。

国は、この子宮頸がんの対策となるHPVワクチン接種について、9年間の積極的奨励の差し控え期間を経た後、令和4年度から積極的奨励に転じました。小学6年生から高校1年相当の年齢を対象にした、このワクチンの定期接種について、本県の令和4年度の接種者数の割合は、全国に比べ低い数字にとどまっているということでございます。

そこで、このワクチンの接種は市町村が行う事業でありますけれども、子宮頸がん予防ワクチンの接種が低迷していることについて、知事の所見をお伺ひいたします。

○知事(河野俊嗣君) 子宮頸がんは、本県におきまして、30代から40代の妊娠や出産、子育て、

仕事などライフイベントの集中する世代での発症が多く、家庭や社会にも様々な影響を及ぼすがんの一つであります。

本県の子宮頸がん年齢調整罹患率は、全国と比較しても高い状況が続いており、議員御指摘のとおり、直近のデータであります令和元年は、全国ワースト1となっております。

また、子宮頸がん予防ワクチンの初回実施率で、本県は全国平均を約10ポイント下回っており、罹患率とともに深刻な状況であると認識しております。どちらも大変残念な数字であります。

以前、ワクチンによる副反応、健康被害が問題になったときに、女性のグループと意見交換を行い、そのワクチンのリスクを知事は認識しているのかと詰め寄られたことがありますが、その後の治験を踏まえて、今はスタンスが切り替わったわけでありますので、しっかりとそのことをお伝えし、接種率を高めていく、がんの罹患率を下げていくことが重要であろうかと考えております。

ワクチンの接種促進は、女性の健康を守ることはもとより、女性の活躍や安心して生み育てられる子育て支援にも通ずる対策でありますことから、実施主体である市町村と協力して、その啓発も含めた接種促進に積極的に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 安心して生み育てられる子育て支援にも通じる施策、全くそのとおりだと思います。よろしくお願ひします。

こうした知事の思いにより、本年6月の県の補正予算で、子宮頸がん予防ワクチン接種緊急対策事業に県が取り組むこととされました。大変期待しておりますが、この取組状況について、福祉保健部長にお伺ひします。また、具体

的な目標数値があれば併せてお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 本年度6月補正の緊急対策事業につきましては、接種促進のための関係者向け研修会を9月に開催し、今後、接種対象である若者や保護者向けに、冬休み期間に合わせたテレビCMやSNSによる啓発等を計画しております。

特に、キャッチアップ接種は令和6年度までの措置となるため、接種の効果や安全性に関する情報はもとより、全額公費で3回の接種を完了するには、来年9月までの接種開始が必要であることや、自己負担の場合、約10万円の接種費用がかかることなど、具体的な情報を掲載したポスターを大学や企業等へ広く配布いたします。

目標としましては、令和5年1月時点で3,484件であったキャッチアップ接種を、令和6年度までに3万件にすることとしております。

○黒岩保雄議員 ありがとうございます。特にキャッチアップ接種に力を入れられるということですが、定期接種の期限が迫っています。おっしゃるとおりです。目標達成をぜひお願いしたいと思います。

今度は教育長にお尋ねしたいと思います。

接種の対象者は小学校6年生から高校1年生相当の年齢の女性が対象であるため、学校での周知や奨励が効果的であると考えています。

児童生徒に加え、PTAと協力し、保護者にも理解していただくことが重要と思われませんが、学校における子宮頸がん予防ワクチン接種の周知・理解促進の取組について、教育長にお尋ねします。

○教育長（黒木淳一郎君） 子宮頸がんワクチンの接種につきましては、子宮頸がん予防の重

要性、接種の効果や副反応等を正しく理解した上で、本人や保護者の判断により、接種を検討していただくことが重要であります。

県教育委員会におきましては、これまで、医療機関等と連携を図りながら、研修の案内や啓発、接種後の症状に関する相談窓口等も含めた必要な情報の提供等を行ってきたところであります。

今後は、これまでの取組に加え、子宮頸がんワクチン接種の重要性等について、管理職や保健主事、保健体育担当教員の研修等を通して、さらなる周知と理解の促進に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 今後は、学校における管理職、保健主事、保健体育担当先生の研修も行うということですので、またPTAのほうも含めまして、さらなる取組をよろしくお願いしたいと思います。

この子宮頸がんワクチン接種につきましては、小学生、中学生、高校生が対象ですけれども、自分ではなかなか判断ができません。これは、やっぱり大人がちゃんと責任を持って、その対策を講じなきゃいけないと思います。そういう未来ある子供さんの命を皆さんで守ってきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、県立病院でございます。

医師や看護師の確保が難しい昨今におきまして、3つの県病院の医師と看護師数は、令和元年から5年で見ますと、微増であります。これは、医師や看護師の募集活動及び勤務環境改善に取り組んでこられた成果でありまして、評価するものでございます。

地域医療における県立病院の役割と期待は大きく、さらなる充実・発展を願うところであり

ますが、このためには、県立病院が働く人にとって魅力的な場所であることが重要となってきます。

例えば、育児休業の取得が容易であるという職場環境も一つの要素だと考えます。知事部局では、令和4年度の育児休業の取得率が、女性100%、男性44%であるということですが、病院局における男女別の育児休業取得率の状況と、取得しやすい環境づくりのための取組について、病院局長にお尋ねします。

○病院局長(吉村久人君) 病院局における令和4年度の育児休業取得率は、男性32%、女性100%となっております。

病院局では、育児休業等を取得しやすい環境づくりのため「両立支援ハンドブック」を作成し、育児に関する各種休暇の内容等の周知を図るとともに、子供が生まれる予定の職員に対しては、育児休業等の取得計画である「子育てマイプラン」を作成の上、所属長等が面談を行い、休暇等の取得を働きかけているほか、必要に応じて、担当業務の見直しなども行っております。

仕事と育児が両立できる魅力ある職場づくりにつきましては、人材確保にも資する重要な取組でありますので、引き続き、育児休業等の取得促進に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 男性職員の取得率が低いということですが、さらに取得しやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。

続いて、入院患者に対する給食でございます。

利用する側の人々にとって、病院の魅力の一つに給食があり、入院された方々は、おおむね給食のメニューや味の批評をされます。入院患者にとりましては、給食は唯一と言っていいほ

どの楽しみであり、病院選びの一つの要素にもなっています。

県内の公立小中学校の場合は、年2回の栄養摂取状況調査を行い、給食の食べ残しを把握しているということですが、県立病院における入院患者の給食の摂取状況について、どのように把握されているのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長(吉村久人君) 病院における給食は、医療の一環として提供されるものであり、患者の早期回復を図るためには、それぞれの病状に応じて、必要とされる栄養をしっかりと取っていただくことが大変重要であります。

このため県立病院では、給食の委託事業者が献立の内容や味の改善につなげるため、病院全体での食べ残しの量や重さを記録しております。

また、看護師等が、受持ちの患者の摂食状況について目視や聞き取りで確認の上、カルテに記載し、患者の状況に合わせた適切な給食内容の調整を行っております。

○黒岩保雄議員 答弁にありましたとおり、給食は健康をつくる上で大切なもので、特に病院における給食は、一つの医療行為であると私は思っております。

そこで、少しでも食べ残しを減らす取組は必要だと思いますが、患者さんの早期回復のために、給食でどのような工夫を行っておられるのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長(吉村久人君) 県立病院では、患者ごとの摂食状況の記録等を基に、例えば摂食・嚥下機能が低い患者に対しましては、刻み食など食事形態を工夫したり、食欲不振の患者に対しては、給食の量を減らして栄養価の高い補助食品を付加するなど、必要な栄養量を満たす

取組を行っております。

また、嗜好や満足度など給食に関するアンケート実施のほか、複数のメニューから食べたいものを選ぶことができる選択食や、クリスマス、正月等の時期に合わせた行事食の提供など、病院ごとの工夫も行っているところであります。

引き続き、患者の早期回復を目的とした、給食の摂食促進のための様々な取組を通じて、良質な医療の提供に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 病院全体の食べ残しの量や重さにつきましては、記録されているということでございます。栄養の視点はもちろんでありますが、それに加えて、味の視点でも検証いただき、栄養のバランスの取れた給食の食べ残しが少しでも減るような取組をお願いしたいと思います。

以上で私が用意しました質問は終わりますが、今回の質問で、県税の徴収について地道な努力をされていることが分かりました。特に、自動車税種別割の徴収は全国5位ということでございます。知事が目指す3つの日本一の挑戦のほかにも、こうしたスモール日本一を目指す部局があり、大変心強く感じました。引き続き頑張ってくださいと思います。

また、K P Iにつきましては、各事業のほか、職員の皆さん自身も心の中にK P Iを設定していただき、モチベーションをさらに高め、事業の推進や県民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

結びに、南郷漁協所属のカツオ船、竜喜丸がついに日本一になりました。地元は大いに盛り上がっています。マスコミも一面トップで報道しました。知事、やっぱり日本一はいいものです。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 次は、下沖篤史議員。

○下沖篤史議員〔登壇〕(拍手) お疲れさまです。11月1日から宮崎県議会自由民主党に会派入りしました、下沖篤史です。会派が替わって初の一般質問になりますが、よろしく申し上げます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まってから、もうすぐ2年を迎えようとしております。イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への侵攻により、世界情勢の混迷がさらに深刻さを増す中、全世界で自国優先主義が台頭し、重要な国防の一つである日本の食料自給率が依然として4割以下の低い水準にとどまっています。ロシア・ウクライナ戦争が始まって以来、世界的に食料自給に対する危機感が高まっており、終えんの見えない不安定な世界の影響は、国民の収入が増えない中での物価高騰、燃油の高騰の影響が長期化する中で、県民の不安が増大し、先行きが見通せない状況です。

6月議会の一般質問におきまして、子牛価格の下落が進んでおり、子牛生産農家の危機的状況であると質問させていただきました。質問以降、さらに価格は下落し続け、離農される子牛農家も増加していると聞いております。生産農家の減少は、宮崎牛ブランドの根幹を揺るがしかねません。

現在の子牛価格の下落の状況をどう認識しているのか、知事にお伺いいたします。

ほかの項目につきましては、質問者席より行います。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えしま

す。

最近の子牛価格の下落は、飼料価格の高騰や牛肉需要の停滞による枝肉相場の低迷など、様々な要因によるものと認識しております。

私も県内全ての家畜市場を回り、多くの方から、経営が厳しい、先行きが見通せないという声を直接伺っておりまして、本県肉用牛の生産基盤を弱体化させるおそれがあるものと大変危惧している状況であります。

あれだけ畜産農家の皆さんの頑張りにより、4大会連続で内閣総理大臣賞を全共で達成して、宮崎牛ブランドの価値が高まっている状況がございます。そして、宮崎牛を国内外で高く評価している方がおられる中で、コロナ禍、円安、物価高もあり、持続可能な肉用牛生産を進めていく上での歯車が少しずつかみ合っていない、そういう状況というふうに認識しておりまして、何とか今のこの状況を乗り越えていかなくてはならない、そういう強い思いでございます。

現在、国や県による子牛の価格差補填の実施や、配合飼料等の価格高騰対策などを講じております。併せて牛肉の消費拡大を進めることが大変重要であると考えております。

畜産農家の皆様からも、あのコロナ禍における応援消費のような運動をいま一度お願いしたいという声をいただいております。

このため、あらゆる機会を捉えまして、「おいしさ日本一」を冠に宮崎牛のPRを集中的かつ継続的に実施しているところでありまして、特に近年、需要が大きく伸びている海外に向けましても、引き続き、販路拡大に積極的に取り組んでまいります。

今後とも、国や市町村、関係団体と一体となって、肉用牛の生産基盤の維持・強化を図

り、持続可能な畜産経営の実現に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○下沖篤史議員 それでは、畜産振興について質問させていただきます。

今、知事から答弁もありましたけれども、本当に大変厳しい状況ということが、多くの議員さんから今回質問が上がっています。6月の時点で、これが今からまだ下がるという現場の声を聞かせていただいて、6月に質問させていただきました。今現在、本当に低迷が長期化している、これをどのように活性化するのか、本当に難しい状況でありますけれども、質問させていただきます。

燃油高騰、物価高騰が長引く中で、畜産業の皆様、中でも和牛生産農家さんは大変厳しい状況にあります。高齢の農家さんにおかれましては、年金や貯金を切り崩して飼料高騰分を補填していると、多数の方からそのようなお話を伺いました。中には、母牛を含めて全部売ってしまって離農される方もいました。

そこで、厳しい経営状況が続いている畜産農家の戸数の状況を、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 畜産統計によりまして、令和5年の畜種別の農家戸数は、令和4年と比較しますと、酪農家は5戸減少し204戸、肉用牛農家は240戸減少し4,700戸、養豚農家は40戸減少し295戸、ブロイラー農家は16戸増加し462戸、採卵鶏農家は54戸で変動はありません。

○下沖篤史議員 このように数字にも出ている状況の中で、今からまた離農される方たちが増えていくんじゃないかという予測もされております。その声も伺っております。宮崎牛は子牛生産がなければ保てませんので、ぜひともお力

を貸していただきたいと思えます。

続きまして、その中でも若い後継者の方たちからよく伺うのが、母牛更新とか増頭を、今、値段が下がっている時期だからこそ若い雌牛を入れて、今がチャンスだから攻めていこうという動きをされているんですけども、金融機関からなかなか融資が受けられないという現状をよくお聞きします。運転資金の面でも厳しい状況があります。

このように、これからの宮崎を牽引する意欲ある若手畜産農家の経営が継続できるような金融支援策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、畜産農家を含む農業者に対する金融支援策として、融資機関が農業者に貸し付けた資金に対し、県が利子補給することにより、農業者の金利負担を低減する「みやざきの農を支えるひなた資金融通事業」を実施しております。

中でも、意欲ある農家の規模拡大や設備投資などに活用される農業近代化資金においては、全国1位の利子補給承認額となっており、金額ベースでその約7割を畜産農家が活用しております。

今後も引き続き、制度の周知に努めますとともに、普及センター等による営農指導も行いながら、若手畜産農家に寄り添った支援を行ってまいります。

○下沖篤史議員 農業の分野で、生産農家さんを含め畜産農家の中でも、若い方が多いのが和牛生産農家ですけれども、この若い方たちが辞めるということはぜひとも回避していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、子牛価格の下落を止めるには、

枝肉価格の上昇がなければ、どうしても子牛価格の上昇は望めないところなんですけれども、国内での需要拡大だけでは、価格上昇、販売量の増加は厳しい状況です。本県でも、北米、香港、マカオ、シンガポールなどに輸出されていますが、新興国の発展に伴い、海外での需要はまだまだ開拓の余地があります。さらなる輸出拡大を図る上で、県産牛の輸出に当たっての課題と今後の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 昨年度の県産牛肉の輸出量は1,153トン、輸出額は79億円で、ともに過去最高を記録したところではありますが、さらに輸出を伸ばすためには、高級部位以外の利用促進や、新たな輸出国の開拓等が課題であります。

このため、サーロインなどの高級部位以外の肩ロースやもも肉において、例えば台湾や香港においては、定番料理である火鍋向けの食材としての活用を提案しております。

また、ハラル対応の食肉処理施設が西都市で操業する予定であり、今後新たにイスラム圏の市場も開拓するなど、関係機関と一体となって県産牛肉の輸出拡大に努めてまいります。

○下沖篤史議員 観光客の動向調査を見ていましたら、アジア、特にベトナムの方たちは、牛肉を好んで訪日される方が多いとも聞いておりますので、今から新興国を含めて給与水準が上がっていく中で、そういう新たな開拓を進めていただきたいと思えます。

続きまして、全国有数の畜産県でもある本県ですが、令和5年の家畜の飼養頭羽数は、ブロイラーが全国2位、豚が全国2位、牛肉が全国3位であるなど、畜産が非常に盛んです。また、令和3年の宮崎県農業産出額は3,478億円、

そのうち畜産産出額は2,308億円で、約65%を占めております。

これだけの量の家畜から毎日排出されるふん尿は相当な量になります。大規模な規模拡大を図っている農家さんが多い中で、畜産事業者の方の現場では、家畜排せつの処理が間に合うのかという危機感を持っておられます。

あと、今、物価高騰の中で処理経費の増大等のお声を聞きますが、本県で発生する家畜排せつ物の処理状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県の推計では、県内で発生する家畜排せつ物は年間402万トンで、その内訳としましては、7割が発酵処理、2割が浄化処理され、残り1割がエネルギーとして利用されております。

また、発酵処理された家畜排せつ物から121万トンの堆肥が生産されております。生産された堆肥は、主に農業用として県内の農地へ還元されていますが、農地への散布時期に偏りがあることや、散布する農地を十分に確保できない畜産農家もありますので、畜産農家と耕種農家との需給調整や散布体制の整備など、利用促進に向けた様々な取組を進めております。

○下沖篤史議員 特に養鶏関係とか、そういうところから結構規模拡大をされて、先ほどの戸数も増えている、羽数もどんどん増えている状況の中で、そういう処理が間に合うのかと。ふん詰まりというか、ふん尿を排出しないと次が入れられない状況で、それも期間が短いんですよ。40日もないぐらいで入れていくので、今後そこがスムーズに行くことを鋭意検討していただいて、そういうことがないように進めていただきたいと思います。

続きまして、円安や世界情勢の変化により化

学肥料が上昇する中で、有用な肥料やバイオマス発電の燃料としても活用されている家畜排せつ物には、さらなる可能性があると考えます。

今回の3つの日本一プロジェクトの一つであるグリーン成長プロジェクトの中の循環型農水産業の推進に関して、地域資源を最大に活用する宮崎らしい取組として、堆肥の利用促進に向けて、県はどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 堆肥は県内に豊富に存在する資源であり、現在、価格が高騰している化学肥料の代替として、利用促進を図ることが急務だと認識しております。

このため県では、昨年度の補正予算で措置した県単事業を活用し、堆肥散布機械の導入等による散布作業の受委託を進めるなど、堆肥利用の体制整備を図っております。

また、県では、JAグループと連携した県産堆肥ペレット入り肥料の利用促進や、民間企業と連携した、需要のある県外への流通やホームセンターでの販売など、堆肥の広域的な活用を進めているところです。

今後も引き続き、これらの取組を進めるとともに、地域の要望等も踏まえながら、堆肥のさらなる活用を推進してまいります。

○下沖篤史議員 化学肥料の高騰で、その値段が上がれば、需要のある県外にも搬出ができたらいいなと思うんですけども、現状はなかなか価格と輸送費が割に合わないということで、進んでいない状況もあります。

特に、小規模、中規模の農家さんが化学肥料を使われて効率的にやられていたんですけども、堆肥の利用はグリーンプロジェクトの中でもぜひとも強力で推進していただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、防災・減災について聞かせていただきます。

昨今の災害は、大型台風や線状降水帯など、急激な豪雨に災害が多発しております。地域住民の方や市町村からは、様々な危険箇所の声を聞きます。前々から危険箇所の声があった場所において、実際に災害が発生した場所が今回もたくさんありました。

県における道路や河川の事前防災の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 気候変動による影響が顕在化しつつある中、災害のさらなる頻発、激甚化へ対応するため、災害に強い道路や河川管理施設の整備、いわゆる事前防災を推進することは重要であると認識しております。

そのため、県におきましては、日頃から巡視や施設点検を行うなど、危険箇所の把握に努めるとともに、国土強靱化のための国の補助事業や県の単独事業を活用し、道路では斜面の落石対策や擁壁の補修など、河川では洗掘を防止するための根固め工や護岸の補修など、事前防災の取組を進めているところであります。

県としましては、県民の安全・安心を守るため、引き続き、公共土木施設の適切な維持管理に努めるとともに、県土の強靱化に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 市町村では災害待ちとか、そういう状況もありましたので、ぜひとも連携して事前に整備していただいて、大きな被害が出ないように、今後、市町村とも協力していただきたいと思います。

続きまして、人吉の豪雨災害の際には大量の災害ごみが発生しました。その際に、大型駐車場を持たれている商業施設とかいろんな業者の方たちが、一時的に仮置場として協力してお

り、迅速な災害復旧に寄与しておりました。これは災害時の民間業者との協力の一例ですが、本県で危惧される南海トラフ地震は、想像もできないほど被害が発生すると思われま

す。大規模災害時における民間事業者との災害廃棄物処理に関わる協力体制について、県の取組を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 大規模災害時は、行政機関の対応には限界があるため、平時から民間事業者との協力体制を構築しておく必要があります。

このため県では、災害時の仮設トイレの設置や被災建築物の解体撤去、災害廃棄物の処理や仮置場の管理運営など専門性の高い活動に関して、県内3つの民間団体と災害時の支援協定を締結しております。

一方、議員御指摘のとおり、地域の民間事業者との協力体制については、被災の状況によっては必要になってくる場合も考えられるため、他県の取組も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○下沖篤史議員 県とか市町村でも一応ヤードを含めた災害ごみの受入れ場所とかを決めておりますけれども、実際あれでは足りないんじゃないかと思っておりますので、今後も鋭意検討していただきたいと思えます。

続きまして、東日本大震災や人吉の豪雨災害の際に問題になったのが、被災して動かなくなった車の撤去や移動です。主要道は緊急時ということで道路から排除できますが、敷地や側道などでは撤去が遅れ、災害復旧の妨げになっていました。

被災してから動かなくなった自動車の対策について、県の取組を環境森林部長にお伺いいた

します。

○環境森林部長（殿所大明君） 被災して動かなくなった自動車がそのまま放置されると、被災地支援や復旧に支障を来すため、まずは撤去を行う必要がありますが、その後、廃棄物としての処理を行うためには、所有者の意思確認が必要となるなど、慎重な対応が求められます。

このため県は、宮崎県産業資源循環協会と災害時における廃棄物の処理等に関する協定を締結しており、被災自動車の処理についても支援を受けられる体制を整えています。

また、自動車リサイクル促進センターの協力を得て、市町村職員等を対象に、被災自動車の処理に関する講習会も実施しております。

県としましては、被災自動車について速やかに処理ができるよう、市町村や関係団体と連携して取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 実際に、自分も以前、議員になる前に、自動車整備とレッカーの仕事をしていまして、知り合いの方と一緒に、レッカーに同行させてもらって、人吉での撤去作業をやりました。発災してから3日後だったんですけれども、やはり主要道は全部、皆さんがごみを出されて、持っていけるようにやっていたんですが、側道を含めて、敷地に車があって、邪魔で撤去作業が進まないところがたくさんありました。広島ぐらいまでのレッカー業者さんがほとんど集まって、ボランティアを含めた保険会社とチームを組んで撤去作業をされておりました。

そういう中で、県内の一部の市町村では、災害時の車の撤去や移動に関して、レッカー団体と協定を結んでいます。南海トラフ地震では、宮崎でも自治体の枠を超えて災害が発生すると思われるので、広域で相当数の車の撤去や移

動が必要となると思います。ぜひともレッカー団体、あと保険会社等と協定などを結んで、防災訓練とかでも一緒に連携できたらいいなと思います。今後とも、その方向で検討していただけたらと思います。

続きまして、行方不明者捜索活動についてですけれども、自分も消防団を上がって、今は支援団員ですが、消防団の活動で、近年、行方不明者捜索が増えております。

県警における過去3年間の行方不明者届受理件数について、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警察における行方不明者届の受理件数は、令和3年が589件、令和4年が693件、本年は10月末現在で587件となっております。

○下沖篤史議員 県全体でここまでたくさんあるとは、自分も今回、数字をお聞きしてびっくりしたところなんですけれども、消防団活動の中で行方不明者を捜索する際に、情報のばらつきがあって、特に顔写真があったりなかったり、車のナンバーが記載されていなかったりとかがありました。

捜索活動は時間との勝負でもあり、情報発信を素早く行うために、県警察の情報発信の状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 行方不明者の早期発見のため、広く情報を提供することは重要であると考えております。

そこで、県警察におきましては、行方不明者に係る情報提供に関して、届出人からの同意を得られた場合には、行方不明者の氏名、年齢、その他の事項について、新聞社等の報道機関に対する広報、防犯メールの発信、県警ホームページへの掲載、行方不明者に係る資料の警察

施設への掲示、現場で捜索活動を行っている方への情報提供などの方法により公開し、情報発信を行うこととしております。

○**下沖篤史議員** ぜひとも御家族にも情報をなるべく出していただいで、早期に見つけられるようお願いしたいと思います。

あと、捜索犬に関してなんですけれども、迅速な行方不明者捜索活動の強力な味方が警察犬なんですけど、頭数にも限界があります。民間団体に捜索犬のボランティアを行っている団体があります。捜索犬を増やすことで迅速な発見につながると考えますが、県警察が行う行方不明者捜索に捜索犬のボランティア団体の活用ができないか、警察本部長にお伺いいたします。

○**警察本部長(平居秀一君)** 捜索犬のボランティア団体が存在することは承知しております。本県では、警察活動として行方不明者の捜索を実施する場合、嘱託警察犬の出動を要請することはございますけれども、捜索犬のボランティア団体への協力要請は行っておりません。

しかしながら、御家族等からの依頼に基づき、捜索犬のボランティア団体の御協力をいただける場合には、当該ボランティア団体と連携して捜索を実施し、行方不明者の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

○**下沖篤史議員** 事故とかけが、保険の関係で、安易にボランティアの方を入れるというのが捜索活動ではできないと思いますけれども、御家族がやる分には、ボランティアの方との協力で実際に投入できると思いますので、御家族にも丁寧に説明して、早急な捜索活動ができるように、今後とも頑張ってくださいと思います。

続きまして、観光政策についてですけれども、日本政府観光局の発表によりますと、円安

も追い風となり、今年10月に日本を訪れた外国人旅行者数は、推計で251万6,500人と、コロナ禍前の2019年の同じ月を超えました。

観光庁が発表した今年1月から3月期の訪日外国人消費動向調査の報告書によりますと、観光・レジャー目的で訪れた訪日外国人の平均宿泊数は6.6泊、国籍・地域別に見ますと、英国、フランスで平均宿泊数が15泊以上となっております。また、国内の観光需要についても、コロナ禍前の水準に戻っているとの報道も見受けられます。

観光庁は、令和4年版の観光白書で、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、世界的に、密となる有名な観光地より、自然環境に触れる旅行へのニーズが高まっていると分析しております。

本県には、豊かな自然環境、豊かな食、豊かな文化がありますが、一つの県での観光案内では目に留まりにくいと考えます。

今後、海外や大都市圏からの観光需要の本格的な回復を見据え、地方誘客の促進や観光消費の拡大を図るためには、県単独での取組に加え、九州各県や隣県と連携して広域的に取り組む必要があると思います。

そこで、広域的な観光連携の必要性について、知事の考えをお伺いします。

○**知事(河野俊嗣君)** 九州各県や隣県等とタイアップしました広域的な観光連携につきましては、それぞれの地域が有する観光資源を相互に結びつけることで、観光地としての魅力の向上や、より強い情報発信にもつながることから、特に海外や大都市圏からの誘客を進める上で、非常に重要であると考えております。

先日、延岡市と佐伯市で、それぞれ地域の祭りやイベントを相互に盛り上げながら交流・連

携を深めていく、そういう民間のボランティアグループの話を伺う機会もあったわけですが、観光地としての魅力を高め、発信していく上で、そういう県境を越えた連携というのも非常に重要ではないかと考えたところでありませ

す。県としましては、九州各県と経済団体が共同で設立しました九州観光機構をはじめ、隣県と連携して設置しております南九州広域観光ルート連絡協議会や東九州広域観光推進協議会における広域的な事業により、国内外からの誘客促進に取り組んでいるところであります。

今年初めてツール・ド・九州という自転車のレースが行われましたが、九州各県と連携して九州一周のサイクリングコースを設定することによるサイクルツーリズムは、これからも大いに楽しみでありますし、3月にアジアゴルフツーリズムコンベンションを開催し、ゴルフツーリズムというのも、本県のゴルフ場環境、その魅力を使いながらも、本県だけで完結することはなく、隣県との連携によるツーリズムということは、非常に重要な視点であろうかと考えております。

今後、2025年大阪・関西万博の開催など、世界的な旅行需要の高まりが見込まれますことから、これを契機に、外国人等の観光客を本県に呼び込むため、九州各県、隣県等とより一層連携し、広域での観光誘致に積極的に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 今後とも、広域的な取組を推進していただきたいと思います。

あと、外国の方たちが何を見て日本に来たのかと思ったら、ネットの情報なんです。アジアと北米とか、国ごとに使われているSNSもばらばらで、そのシェア率も全然違いますので、

そこら辺もいろいろ使いながら、あとインフルエンサーとか、ああいう方たちをどんどん使いながら、宮崎の魅力、九州の魅力を発信していただきたいと思います。

続きまして、コロナが5類になり、旅行需要がコロナ禍前の水準に戻りつつある中で、教育旅行も本格的な回復傾向にあります。

日本修学旅行協会が2022年に実施した、中学校・高校の修学旅行に関する調査によりますと、教育旅行の今後の体験内容、見学場所は、「総合の時間と連携させる」「探究型プログラムの実施」との回答が、中学・高校ともトップ1、2を占める結果となっております。

一部の報道では、新学習指導要領の完全実施に伴い、教育旅行の中身が大きく変化しつあるとの意見もあるところです。これまでの観光地メインから、新たな教育旅行の流れが生まれつつある今こそチャンスであります。

そこで、先ほどの質問とも連動しますが、多様な修学プランを提案するためにも、隣県と連携した教育旅行誘致の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 教育旅行の誘致につきましては、広域的なルートの需要が高いことから、隣県等と連携した取組が大変重要であります。

このため、九州観光機構や各県と連携した取組として、今年8月、東京、大阪、名古屋、広島において九州7県合同の説明会を開催し、広域的なモデルコースや学習素材の紹介等を行ったところです。

また、熊本県及び鹿児島県と連携した取組として、県外の旅行会社等への誘致セールスを行っており、今年度は関西地区の旅行会社を対象に、南九州3県を巡る招請ツアーを行うこと

としております。

今後とも、隣県等と連携し、県境を越えた広域的な取組を積極的に行うことにより、教育旅行のさらなる誘致促進につなげてまいります。

○下沖篤史議員 観光事業者の方からも、それをどんどん進めていただきたいとお声を伺いました。あと、大都市部の何百人という大きい修学旅行の依頼もあったけれども、結局自分たちの県だけでは受け止められなかったということで、話が流れたというのも聞きました。そういう需要もありますので、今後どんどん進めていただきたいなと思います。

続きまして、2022年10月末時点で宮崎県で働くベトナム人は2,281人と、県内外国人全体の約4割を占めております。こうした状況は宮崎県だけのものではなく、お隣の鹿児島県でもベトナム人の数は4,601人と、外国人労働者の半数近くを占め、最多となっております。

22年度末時点で約32万人の技能実習生が日本に在留しており、そのうち約55%がベトナム人であり、ベトナムは有力な送り出し国であります。他方で、近年、ベトナムから日本への送り出し人数は減少しております。

来日する実習生が当面、減少傾向になる可能性があるとして予測されており、人材確保は、海外、他県とも競争が過熱しておりますが、ベトナムからの人材確保に向けて、現在の取組と今後の方向性について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少が進む中で、県内産業の維持、活性化を図るためには、多様な人材の育成・確保が必要でありまして、在留外国人の最多を占めるベトナムの方々の活躍をさらに促進していくことは重要であると考えております。

ベトナムとは、平成27年度からナムディン省と農業分野で交流を深めてきておりまして、昨年度は、人材確保を目的とする連聯合意書をベトナム国立農業大学と締結しております。

本年7月には、私自身がベトナムを訪問し、ベトナム国立農業大学の学長にお会いするとともに、本県で実習を予定している学生に対して直接講義を行ったほか、介護等の人材を送り出している会社幹部の方々と意見交換を行ったところであります。

今年は、ベトナムと日本の外交樹立50周年という節目の年であります。先週、来日されておりましたトゥオン国家主席にもお目にかかる機会があり、国家主席は、26年前にJICAの事業で本県を9日間ほど訪れておられまして、またホームステイも経験しておられます。現在の県の本県の取組状況も御説明しながら、さらに交流を深めていきたいということも申し上げたところでありますし、ぜひ再び宮崎を訪れていただければと、そんなことも思うわけであります。

現在、円安傾向や賃金水準などを背景として、国際的な人材獲得競争が激化してきております。ベトナムの皆さんも、日本よりも台湾や韓国に目を向ける学生たちも多いと伺っておりまして、今後さらに宮崎を選んでもらうためには、見かけの賃金水準のみならず、温暖な気候や食、観光など、宮崎の魅力を広く発信するとともに、仕事や暮らしのサポートや相談支援体制の充実など、受入れ環境の整備を進めることが重要であると考えております。

引き続き、国や市町村、企業等と連携を図りながら、ベトナムをはじめとする外国人材の確保を進めてまいります。

○下沖篤史議員 ぜひとも知事がトップセールスで、ベトナムとの関係、これは人材確保だけ

ではなくて、本当に宮崎とベトナムの友好関係を深めることが人材確保につながってくると思っていますので、今後とも頑張っていたきたいと思えます。

続きまして、山間地においては、人口減少、高齢化の進行により、人手不足の深刻さが増しております。特に農畜産業においては、繁忙期と閑散期があり、年間を通じた人材雇用が非常に難しい状況にあります。

こうした状況の解消に向けて、県内でも3つの特定地域づくり事業協同組合が立ち上がっており、今後も設立が見込まれるところですが、そこで、特定技能外国人の受皿としても、特定地域づくり事業協同組合制度が活用できないか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 特定地域づくり事業協同組合は、過疎地域などにおいて、人手不足に悩む複数の事業者が組合を設立し、採用した職員を各事業者に派遣するものであります。

この組合を特定技能外国人の受皿として活用できないかとの御質問でございますけれども、制度上、無期雇用で採用する必要があることから、在留期間の更新に上限のない特定技能2号の外国人を採用することができます。

なお、特定技能外国人に関する国の方針により、派遣可能な業務は、農業及び漁業に限定されております。

○下沖篤史議員 今回、自分たちも、委員会等の視察で、特定地域づくり事業協同組合制度を視察させていただきました。有利な事業であるんですけども、なかなかその人材確保を含めて大変なところがあります。こういう特定技能2号の方とかを入れて、今後その受皿になれば、農家さんたちとしても、外国人労働者の

力、恩恵を受けられるのかなと思ひまして質問させていただきました。

国のほうでも今、特定技能実習を含めた特定技能の見直しが始まっておりますので、この動き次第では、また働ける場所も変わってくるかなと思ひますので、そこら辺の情勢を含めて注視していただいて、さらなる県下での特定事業協同組合の立ち上げを進めていただきたいと思ひます。

続きまして、奨学金返済支援についてですけれども、大学進学を機に若者の県外流出が多い本県ですが、大学生の2人に1人が奨学金制度を使用しております。卒業後の返済に苦しむ若者が多い中で、奨学金返済支援によるUターンを促すことが重要であります。

そこで、本県で行われている「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の概要とその実績を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本事業は、事業に賛同する県内企業に、大学等を卒業後、就職する若者の奨学金返還を支援することによりまして、宮崎の将来を担う産業人材の県内定着を図ることを目的に、平成29年度から実施しております。

4年制大学卒業者の場合、上限100万円を支援額として、就職して1年、3年、5年経過後の3回に分けて交付しており、支援額の4分の3を県が、4分の1を採用した県内企業が負担する仕組みとなっております。

これまでに249名を支援対象者に認定し、今年度は、95名に対して合計で約2,600万円交付しております。

今年度から、高校等を卒業後、就職する者まで対象を拡大したところであり、引き続き県内企業や学生等への周知に努め、積極的な活用を

促すことで、若者の県内定着につなげてまいります。

○下沖篤史議員 この実績を見せてもらって、大変いい事業だと思っております。この周知に関しましても、多分知らない方もいらっしゃると思いますので、学生さんに周知を図って、中学生、特に高校進学の時点でお金がないから諦めるということがある中で、これを知って、地域に戻って、奨学金の返還に支援がもらえるということをしていったら、また選択肢も広がるかなと思いますので、そこら辺もお願いしたいと思います。

続きまして、公共工事における地産地消について聞かせていただきます。

鉄鉱石を還元する際に、それに含まれるシリカ、アルミナなどの他成分を取り除くために石灰石を加え、石灰石は、他成分と一緒にすることで融点の低い溶融体を形成して、鉄と分離・回収しやすくなります。この回収物が鉄鋼スラグという名前になります。高炉スラグは約7割が高炉セメント用に使用され、製鋼スラグは、路盤材、土木工事用資材、あと地盤改良材として使われておりますけれども、本県の公共工事における鉄鋼スラグ等の副産物の使用の考え方について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県では、国が定めた「リサイクル原則化ルール」に基づき、建設工事で発生したコンクリートの塊等の建設副産物を骨材として活用する、再生利用の促進に取り組んでおります。

このため、本県の公共工事においては、コンクリートやアスファルトの塊から製造した再生骨材を優先的に使用しているところでありませ

議員御指摘の鉄鋼スラグ等の副産物について

は、建設工事以外で発生した工場等の「他産業からの副産物」となることから、工事現場から40キロメートル以内に再生骨材がない場合などに限り使用できることとしております。

○下沖篤史議員 この鉄鋼スラグは、ほぼほぼ他県から流入していると聞いております。県内の建設資材事業者の育成のためにも、県内での調達を望ましいと考えますが、公共工事における建設資材の地産地消の考え方について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県では、公共調達に関して、「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」を定め、県産品の地産地消を推進しております。

これを受け、公共工事におきましても建設資材等の地産地消を推進しており、宮崎県工事請負契約約款に基づいた、県内企業からの建設資材の購入に関する要請や、設計段階において県産品を使用した設計を原則とする取組のほか、総合評価落札方式においては、県産資材の活用を評価項目として設定するなど、さらなる県産品の活用を図るための取組を進めております。

今後とも、県内経済の循環と活性化のため、公共工事における地産地消に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 分かりました。ぜひとも地産地消を推進していただきたいと思

続きまして、公共用地取得についてです。

不動産を持った方の相続の際に、相続人が行う必要がある手続の一つとして、相続登記があります。

この相続登記は、これまで行わなくても罰則など科されませんでした。必要がなければ、費用もかかるので、手続をしない方も多くいらっしゃいました。

しかし、相続登記がなされないことで所有者が特定できず、有効な土地が活用できないということで、国レベルで大きな問題となっているため、この問題の対策として、2021年2月2日に、法制審議会民法・不動産登記法部会第26回会議において、民法・不動産登記法の改正等に関する要綱案が決定され、同年4月21日、参議院本会議で成立しました。相続登記の義務化は、2024年4月1日から施行されます。

これまで相続登記や所有者不明地等での課題で公共工事等に影響があったと思いますが、民事法制の見直しにより導入された相続登記の義務化や、所有者不明土地管理制度などによる県の公共事業用地取得に関してのメリットがあるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 公共事業の用地取得におきましては、相続登記がされていないことなどにより、相続人調査や用地交渉に多大な時間と労力を要する場合があります。

こうした中、今年度、令和5年度に所有者不明土地管理制度が導入され、行方不明者などの不在者が所有する事業用地のみを取得する方法が新たに追加されたところであります。

また、令和6年度には相続登記が義務化され、これにより、現在の所有者とその所在が特定しやすくなり、相続人調査等にかかる時間や労力が軽減されることが期待されます。

県では、このような新たな制度も活用しながら、引き続き、公共事業用地の取得に努めてまいります。

○下沖篤史議員 とてもいい法改正でありますので、県民への周知、あと、こういう民法とかが関わる際に、詐欺とかがいろいろ発生しますので、県民に民法改正の正しい情報提供を含めた発信をお願いしたいと思います。

続きまして、里親制度について聞かせていただきます。

保護者がいない、もしくは保護者に監護させることが適当でないと判断された児童の心身の健やかな成長とその自立を目的に、安定した生活環境の整備や、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を含む養育、独り立ちするための準備や自立支援といった幅広い役割を担う児童養護施設ですが、本県の入所状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 児童養護施設の入所状況につきましては、令和5年3月末現在で、県内17施設、定員420名に対して入所者は348名で、入所率は82.8%となっております。

○下沖篤史議員 こんなに児童養護施設に子供さんたちがいらっしゃるというのが本当に衝撃的なところでもありますし、82%は高い入所率でもある状況を鑑みますと、里親制度の推進が必要かなと思います。

里親制度について聞いたことはあるけれども、詳しくは知らない、そんな方が今の日本ではほとんどだと思います。現在の日本では、親と離れて暮らす子供たちが約4万2,000人いると言われております。虐待や死別、経済的理由などで親と暮らせない子供のうち、里親への委託率が宮崎県内では減少傾向にあり、2022年度は10.2%だったことが、11月4日までに県のまとめで分かったとの報道がありました。

全国平均は2割を超え、年々上昇する中、県内では前年度比0.5ポイント減となっておりますけれども、里親委託が進んでいないのはなぜか、現状と課題について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 議員御指摘の

とおり、本県の里親等委託率は令和4年度が10.2%で、全国と比較しても低い傾向が続いております。

その要因や課題としましては、里親委託について、実親の同意が得られにくいことや、虐待等の複雑な問題を抱えている子供と里親のマッチングを慎重に進める必要があることに加え、他県に比べ、児童養護施設が充実していることが考えられます。

○下沖篤史議員 施設が充実しているというのはいいことなんですけれども、なるべく里親を含めて、家庭のぬくもりというのを子供さんたちに授けるためにも、里親制度を推進していただきたいと思います。

里親制度は4つに分かれております。養育里親、専門里親、養子縁組里親——養子縁組前提の里親ですけれども、あと親族が里親になるという親族里親の4つに分かれております。

そういう状況の中で、こういう里親制度など、いろんな支援が出てきているんですけれども、今後どのように里親制度の普及を図るのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川北正文君) 里親委託を推進するためには、まずは里親制度について多くの県民に理解していただくことが重要です。

このため、10月の里親月間を中心に、イベントの実施、テレビ等マスメディアやSNS等を活用した広報、普及啓発グッズの製作配布等を行うとともに、年間を通じて、NPO法人による出前講座も実施しております。

また、本県独自に、里親里子の物語である「ももたろう」「かぐやひめ」をモチーフとしたイメージキャラクターを作成しており、そのキャラクターによる絵本を制作した上で、保育施設等への配布等を行う予定です。

今後とも、里親制度を県民がより身近に感じてもらえるよう、普及啓発活動に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 やはり知らないということが、この里親に預けるといって一歩が動かない現状につながるのかなと思いますので、ぜひとも制度の県内での周知を図っていただきたいと思います。

続きまして、県内の公共交通についてですけれども、国交省が進めているM a a Sとは、従来の交通手段・サービスに、自動運転やA I、様々なテクノロジーを掛け合わせた次世代の交通サービスですが、M a a Sという言葉が誕生した当初は、複数の交通手段を利用する際に、移動ルートを最適化し、料金の支払いを一括で行えるサービスと定義されておりました。近年は、物流M a a Sや決済サービスなど概念が拡張しております。

M a a Sが普及することにより、ユーザーの利便性が高まるだけでなく、都市部の交通混雑の解消や、過疎地や高齢者などの交通弱者対策といった様々な問題解決に効果があると期待されておりますけれども、M a a Sの推進に向けた本県の取組を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(重黒木 清君) M a a Sにつきましては、本県では、九州各県に先駆け、令和2年度より、路線バスと鉄道の共通乗車券に買物券をセットにしたデジタルチケットの販売など、実証実験に取り組んできたところであります。

また、今年度は、本格的な実施に向け、エリアやサービスの拡大について検討を行うとともに、来年度からは、九州各県等とも連携の上、アプリを統一し、高速バスなどの県をまたぐ広

域的な交通機関も含めたデジタルチケットの販売等を開始する予定としております。

今後関係機関と連携し、MaaSの普及による公共交通機関の利用促進を図ってまいります。

○**下沖篤史議員** 宮崎県は特に1人1台と言われる車社会ですが、高齢化の中で免許返納が進み、公共交通の必要性、重要性が増しております。

しかし、採算性の課題から公共交通は充実しておらず、本県において、交通空白地帯や交通弱者が増加しております。特に中山間地においては、今後さらに深刻な状態になります。

市町村の財政や努力にも限界がある中で、中山間地における地域公共交通の確保について、総合政策部長にお伺いいたします。

○**総合政策部長(重黒木 清君)** 県ではこれまで、中山間地域をはじめとする地域の移動手段の維持・確保を図るため、市町村におけるコミュニティバスのデマンド化や貨客混載の取組に対し、車両・システムの導入や実証運行に対する支援を行っているところであります。

また、地域住民などが自家用車により有償で運送を担う自家用有償旅客運送について、運転に必要となる認定講習の受講費用を補助するなど、地域における取組も支援してきております。

人口減少や高齢化が急速に進む中、中山間地における地域公共交通の確保は、今後ますます重要になってくるものと認識しておりますので、引き続き、市町村や交通事業者等と連携を図りながら、地域の実情に応じた取組を進めてまいります。

○**下沖篤史議員** 公共交通を含めた中山間地の課題は喫緊の課題でありますので、ぜひとも

県、市町村と連携して、交通弱者が発生しないように対策をお願いして、一般質問を終わりたいと思います。(拍手)

○**日高博之副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分再開

○**濱砂 守議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、今村光雄議員。

○**今村光雄議員〔登壇〕**(拍手) 皆様、こんにちは。都城市選出、公明党の今村光雄です。今回も県民の皆様から頂戴したお声をしっかりと届けてまいりたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた3年間がようやく終わり、新たな経済ステージに移行しつつあります。30年ぶりとなる株価水準の上昇や高水準の賃上げなど、明るい兆しが見られています。しかし、長引く物価高に賃金の上昇が追いつかず、生活が改善したという実感にまでは至っておりません。

賃上げや投資が持続的に伸びる経済の好循環を実現するためには、一定の期間が必要となります。その実現に向けて、物価高に対する県民、また事業者の皆様への支援に力を入れていくべきだと考え、我々公明党宮崎県議団は、先月28日に河野知事へ「物価高騰対策と経済再生に向けた提言」を提出いたしました。

住民税非課税世帯など低所得者世帯に対する7万円の給付措置が年内に実施されるよう、市町村とよく連携を図り、迅速に進めていくこと、国の電気、都市ガス、ガソリン代など燃油代補助が来年4月まで延長されたことに伴い、

県内におけるLPガスの負担軽減について同時期まで延長すること、エネルギー費用負担を軽減するための省エネ家電への買換え支援策を引き続き実施すること、光熱費やガソリン代などの高騰の影響を受ける医療機関、社会福祉施設などに対して負担軽減を図ることなどを県の施策に盛り込むよう提言してまいりました。

先月末、デフレ完全脱却のための総合経済対策の裏づけとなる国の補正予算が成立しました。この補正予算の中では、住民税非課税世帯などへの低所得者層に向けた給付金やガソリン代などの負担軽減措置を延長する予算なども盛り込まれています。中でも、重点支援地方交付金の推奨事業メニューに関しては、地方において柔軟に使える交付金となっております。

本県において、この重点支援地方交付金を活用して、どのように物価高対策に取り組むのか、知事にお伺いいたします。

壇上席からの質問は以上とし、以降は質問者席からお伺いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

国の補正予算の効果を我が国全体に早期に波及させるためには、地方も国と一丸となって、事業の早期執行に努めることが重要であります。

そのため、今議会で重点支援地方交付金を活用した補正予算案を追加提案し、物価高対策に取り組んでいくこととしております。

一例を申しますと、新たな取組として、生活者支援では、LPガス使用世帯に対するガス使用料の補助、事業者支援では、食材料費高騰の影響を受ける医療機関や社会福祉施設等への支援などがあります。

これらの事業と併せて、6月補正予算などで

措置した約80億円の物価高対策を着実に実施することで、厳しい状況に置かれている生活者・事業者負担の軽減を実感していただけるよう支援してまいります。以上であります。[降壇]

○今村光雄議員 先ほどの知事の答弁の中で一部紹介がありましたとおり、我々県議団の提言内容も盛り込まれていることに評価したいと思います。県民と事業者の皆様迅速に行き渡りよう、よろしくお願いたします。

次に、入札参加資格申請の負担軽減について伺います。

現在、地方公共団体の調達関連手続、入札参加資格審査の様式・項目などの手続方法は、それぞれの地方公共団体で大きく異なっています。

この方法は、国の法令で定められているのではなく、各地方公共団体の実情を踏まえ、財務規則などで定めて運用していることが異なる原因となっております。

公共事業への参入を希望する事業者は、契約獲得のために複数の自治体に申請を行い、同内容の書類をその自治体の分だけ作成することになります。申請書類に不備や不足があれば、また同じ作業が繰り返され、事業者だけでなく、自治体においても煩雑な事務を重複して行うことや、紙資源の無駄も生じてまいります。

これを受け、国においては、令和3年6月の規制改革実施計画の中で、総務省より、地方公共団体と事業者間の手続のデジタル化に取り組むこと、さらにこの実施計画を受け、同年10月には、各省庁が共通に定めている競争入札参加資格審査申請書の様式を基に、各地方自治体において活用されることを目的として、申請書の標準項目を取りまとめ、この活用を促しております。

では、国の調達手続はどうなっているかという、物品の製造や販売、また役務の調達手続に関しては、全省庁統一資格審査が行われています。電子申請にて申請を行い、一度の入札参加申請で複数の省庁への入札参加が可能となります。一度提出した情報は二度提出しないようにする、ワンスオンリー化がなされています。

また、公共工事の調達手続に関しては、公共工事の発注が多い省庁におけるインターネット一元受付システムで共通受付を行っております。

全国を見たとき、共同受付を行っているところは、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、三重県、滋賀県などがあり、全国的な広がりを見せております。

本県においても、業務効率化、コスト削減などを見込めることから、入札参加資格申請の市町村との様式の統一化や電子化を進めるべきだと考えますが、まずは、物品・役務の手続の今後の方向性について、会計管理者にお伺いいたします。

○会計管理者（長倉佐知子君） 自治体によって異なる入札参加資格申請様式の標準化や電子化については、現在、総務省において検討が進められており、年内にもその方向性を取りまとめた上で、自治体関係者等から成る作業部会を設置し、来年度以降、詳細な検討に着手するとされております。

本県における物品の買入れや役務の提供等に係る入札参加資格申請につきましても、市町村との様式の統一化及び電子化は、事業者の負担軽減や利便性向上のほか、行政事務の効率化にもつながる取組であることから、総務省における議論を注視しながら、今後、市町村における手続の実態を調査するとともに、それを踏まえ

た課題の整理や市町村との意見交換などを行って検討を進めてまいります。

○今村光雄議員 総務省から今月中に方向性が示されるので、それを受けてとのことですので。今後の取組をぜひお願いしたいと思います。

次に、建設工事などの入札参加資格申請の市町村との様式の統一化や電子化について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 建設工事等の入札参加資格には、建設工事に関するものと、測量や建設コンサルタント業務などの建設関連業務に関するものがあります。

このうち、建設工事につきましては、品質確保などの観点から、県・市町村が独自に評価項目を設け、建設業者をランク分けしております。

このため、申請書類には、県や市町村それぞれが発注した工事の成績に関するものなど独自の書類が多く、様式の統一化や電子化に向けては、市町村や建設業関係団体との意見交換が必要と考えております。

また、ランク分けを行っていない建設関連業務につきましては、総務省の検討状況を注視しながら、様式の統一化及び電子化を検討してまいります。

○今村光雄議員 工事に関しては、市町村独自の書類が多いため、時間がかかるものと思います。それに比べて、建設関連業務については、統一しやすいと思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

次に、本県における農業施策について伺います。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画畜産版アクションプランの中で、畜産経営の土台となる防疫、持続可能な畜産振興への取組、そして

販売・関連産業の発展に向けた取組が示されています。宮崎県においては、畜産は重要な基幹産業であり、アクションプランの取組の全てを強化・推進していかなければならないと考えます。

昨今は、社会状況の影響を受け、資材高騰、飼肥料高騰など、多くの農家が大変苦しんでいる状況に置かれています。畜産においては、飼料高騰に加え、子牛価格の下落や家畜伝染病の拡大など、取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれており、県としての支援が必要であります。

そこで、飼料高騰など畜産を取り巻く状況を踏まえ、畜産業全体を俯瞰して、どのように取り組んでいるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の畜産業は全国第3位の産出額を誇る基幹産業であります。私自身も様々な畜種の生産者と意見交換をする中で、飼料や資材価格の高騰などにより、経営環境が非常に厳しいという声も伺っております。

このため県では、令和4年度から国の交付金等も活用し、生産コストの多くを占める家畜飼料費の負担軽減のため、全ての畜種を対象とした飼料高騰対策を行っております。

また、それぞれの畜種の状況に応じて、肉用牛では子牛価格下落対策、酪農では乳用後継牛対策、養豚では種豚確保対策、養鶏では資材高騰対策などに加え、畜産物の消費拡大対策も行っているところであります。

今後とも、本県畜産業を取り巻く情勢を注視しつつ、国や市町村、関係団体とも連携して、生産性向上や経営体質強化を図り、持続可能で魅力ある本県畜産業のさらなる発展に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 飼料高騰対策は、肉牛や乳用

牛、ハーフ牛、豚、鶏など全ての畜産において行っており、それ以外にも、状況に応じて県としての対策を打っている現状が分かりました。引き続きの支援をお願いし、本県が、海外に影響を受けない国内自給率の向上の先頭に立って、日本全体の農業を牽引していただきたいと思います。

次に、豚熱ワクチンに対する対策について伺います。

先月末に日南市で確認されました野鳥での鳥インフルエンザ疑い事例をはじめ、畜産農家は家畜伝染病に対し、非常に敏感に反応していかなければなりません。

本年8月に佐賀県で発生した豚熱に関しては、九州では平成4年以降、31年ぶりの発生となりました。豚熱が発生してしまうと殺処分の対象となり、養豚農家は大きな打撃を受けることが危惧されています。県としても大きな問題となってくるため、その対策として、養豚農場へのウイルス侵入防止対策の徹底や、野生イノシシに対するワクチン散布やサーベイランス検査、そしてワクチン接種プログラムが国に承認され、9月27日よりワクチン接種が開始されています。

ワクチン接種については、農場数が多い本県においては、迅速な初回接種のため、登録飼養衛生管理者を主体とする体制で取り組んできたところです。その際、それぞれの農家は、県内3か所の家畜保健衛生所にワクチンを取りに行くようになっていたと思いますが、集まるということは、ウイルス感染の防止策としては妥当ではないと思います。

その対策は打っているのか、またそれ以外の対策は行っているのか、農場に対する豚熱ワクチンの交付方法について、農政水産部長にお伺

いたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、宮崎・都城・延岡の各家畜保健衛生所に豚熱ワクチンの必要量を冷蔵保管しており、農場から提出される接種計画に基づき、ワクチンを交付しております。

ワクチンの交付方法としましては、農場から家畜保健衛生所まで取りに来ていただくほか、農場からの要望があれば、家畜保健衛生所から業者による配送も行っております。

なお、家畜保健衛生所での交付に当たりましては、来場する車両の消毒体制を徹底するとともに、ドライブスルー方式での受渡しも新たに取り入れ、また農場ごとに交付する時間を指定するなど、他の農場等と交差しないよう配慮しております。

○今村光雄議員 配送車などの消毒や車から降りずに受け取ることをはじめ、宅配も行っているとの回答であります。そのような対応もあり、先月末には初回ワクチン接種と交付が全て完了したと聞き、少し安心したところです。

ただ、ワクチンの免疫付与には個体差があると聞いています。その免疫付与率は8割から9割程度とされており、ワクチンを打ったからといっても安心できるものではないことが分かっております。また、いろいろな条件が重なり、ちゃんと接種ができていなかった場合なども考えられることではないでしょうか。

そのことから考えると、ワクチン接種後の免疫付与率がどうなのか、ワクチンの効果がどうなのかといった点をしっかりと調査していくことが重要だと思います。

獣医師以外の豚熱ワクチン接種体制及びワクチンの効果の確認方法について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 養豚農場での豚熱ワクチン接種においては、農場管理者を対象に、ワクチンの取扱いに対する理解や接種技術等を習得するための研修会を開催し、これを受講した登録飼養衛生管理者による接種を進めております。

これまで、初回接種の対象となる県内311農場のうち266農場で、登録飼養衛生管理者がワクチンを接種しております。

今後、県では、ワクチンの効果を確認するため、ワクチンを接種した豚の抗体検査を予定しており、その結果を基に、接種方法についても併せて検証することとしております。

○今村光雄議員 今後、抗体検査を行っていく、注視していくとのことではありますが、さらに懸念されることは免疫空白期間であります。

初回接種が済んだ豚は今後も継続的にワクチン接種をしていくこととなりますが、生まれてきた子豚が母豚になった場合、抗体価のばらつきが大きくなり、そのため、子豚の移行抗体の消失時期にも差が出てくるため、ワクチン接種時期によっては、ウイルスを防御できない免疫空白期間ができてしまうと言われております。この時期が一番感染の危険性が高くなるため、この免疫空白期間を短縮することが重要となってきます。

そこで、本県における子豚の免疫空白期間の対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 既にワクチンを接種している本州では、接種農場においても豚熱の発生が確認されておりますが、その要因として、議員の御質問にありました、免疫の空白期間にあった子豚へのウイルス感染が挙げられております。

このため県では、定期的な検査により、ワクチンを接種した母豚から生まれた子豚の抗体の保有状況を把握した上で、適切な時期にワクチンを接種し、可能な限り空白期間を短縮することとしております。

さらに、空白期間にある子豚は、ウイルスへの感染リスクが高まることから、特に分娩舎や子豚舎におけるウイルス侵入防止対策の徹底についても重点的に指導してまいります。

○今村光雄議員 次に、人からの感染予防策についてお伺いいたします。

コロナが5類に移行したことにより、インバウンドも大きく動き始めました。経済再生のためにも、国内外の観光などの人的交流は大変重要になります。しかし一方で、豚熱などの家畜伝染病の拡大に対する懸念材料の一つとなってまいります。

また、登山やキャンプなどのイベントも元の広がりを見せつつあります。これらも観光と同様に経済再生につながるものでありますが、山林で靴に付着した土からウイルスが運ばれる可能性、また飲食物などのごみに野生イノシシが誘引される可能性もあります。

そのために、対策をしっかりと打ち出し、徹底した周知をしていくべきであると考えますが、インバウンドなどによる人を介した豚熱の感染防止対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 海外との人や物の往来が活発になる中、県では、国や関係団体等と連携しながら、外国人旅行者等が多く訪れる空港や港湾、ホテル・旅館、ゴルフ場などにおける靴底消毒に加え、動物検疫所が行う国際線利用者の手荷物検査により、国内外からの人や肉製品等によるウイルスの持込み防止に取

り組んでおります。

また、野生イノシシがウイルスの付着した食品廃棄物を食べることにより、豚熱に感染するリスクもあることから、屋外でバーベキュー等を行った際に残った食品を適正に処分するよう、啓発ポスターをキャンプ場や自然公園等の利用者が見えやすい場所に掲示しております。

これらの取組を引き続き徹底し、県内へ豚熱ウイルスが侵入することのないよう万全を期してまいります。

○今村光雄議員 豚熱に関する最後の質問になります。

もし豚熱が発生してしまった場合、家畜伝染病予防法に基づき、全頭殺処分となり、その農家は、その後の経営に大きな支障を来すことが予想されます。ワクチンを打っているのに全頭殺処分をするのかといった全頭殺処分に対する異論も聞かれるところではありますが、国としての見直しはなかなか難しい現状にあります。

その対策として、国は分割管理を示してきましたが、全頭殺処분을回避するための農場分割管理について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 特に大規模農場において豚熱等の家畜伝染病が発生した場合、防疫措置を迅速に完了させることが困難であるとともに、生産者の経営的な負担も大きくなります。

このため、1つの農場を複数の衛生管理区域ごとに人や物等の動線を分けて飼養管理を行うことで、殺処分の対象範囲を限定する分割管理マニュアルが、本年9月に国から示されたところです。

県内ではこれまで、分割管理に取り組んでいる事例はありませんが、今後、農場からの要望

に応じ、立地条件や畜舎構造などの実態、さらには、施設整備に係る国の交付金事業の活用も検討しながら、必要な指導・助言を行ってまいります。

○今村光雄議員 分割管理は大変有効ではありますが、大きな費用がかかるため、なかなか踏み切れない農家が多いと思います。施設整備に対する国の交付金だけでなく、人員に対しての補助もぜひ検討いただきたいと思います。

豚熱対策は、今年対策をしたから終わりではなく、今後10数年に及ぶ対応が必要となってきます。本県にとって重要な基幹産業の一つであるので、これからもしっかりと対策をお願いしたい。また、農家の要望にできる限りお応えするようお願いしたいと思います。

次に、有機農業について伺います。

SDGsに象徴されるように、世界では環境配慮型の産業へと大きく移行してきています。EUにおいては、農業における脱炭素化として、2050年までに有機農業の比率を25%に高めるという目標も打ち出されています。国内においても、農林水産省は、生物多様性の保全や地球温暖化防止などに寄与するとの調査・研究結果により、有機農業を持続可能な農業として位置づけており、有機農業の取組を2050年までに100万ヘクタールに拡大していくとしています。そういった背景もあり、有機農業への関心は、若い世代を中心に高まっている状況にあります。

本県においてもその取組を推進していくべきだと考えますが、現在における本県の有機農業の取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県では、安全・安心な有機農産物への嗜好の高まりを受

け、お茶を中心に有機JAS認証の取組が進んでおり、令和4年の本県の有機JAS認証面積は372ヘクタールとなっております。

このような中、先進的な取組として、お茶の生産グループによる海外輸出の拡大に向けた有機栽培への転換や、綾町では、本年6月に開校したオーガニックスクールで、有機農業の新規就農者の確保・育成が行われております。

県といたしましては、第八次農業・農村振興長期計画に掲げる令和7年度の有機JAS認証面積の目標面積523ヘクタールに向けて、市町村と連携しながら、有機農業を推進してまいります。

○今村光雄議員 次に、オーガニックビレッジ宣言について伺います。

国の政策である「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機農産物の生産から加工・流通、消費まで地域ぐるみで一貫して行う「オーガニックビレッジ宣言」を出す自治体が全国的に広がっています。

国は2025年までに全国100の市町村でオーガニックビレッジ宣言を行うことを目標に掲げているところであり、宣言することで新規参入の拡大などが見込まれます。

県内市町村でのオーガニックビレッジ宣言の現状と県としての推進方向について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県内のオーガニックビレッジ宣言につきましては、本年4月に綾町が、6月に高鍋町、木城町が行ったところであり、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫した取組が進められています。

県といたしましては、本年度6月補正予算で「みやざき有機農業拡大加速化事業」を措置し、有機転換期間中の費用の増大分や有機JA

S認証に係る経費等への支援のほか、実需者とのマッチング等による販路拡大を支援し、有機農業を推進しているところです。

今後とも、本事業の推進により、有機農業に取り組む農業者の掘り起こしや産地づくりの機運醸成を図り、オーガニックビレッジ宣言が他の市町村へも波及するよう後押ししてまいります。

○今村光雄議員 有機農業は、栽培技術や管理、日本の気候の影響、経営面など多くの課題があり、なかなか前に進みにくい面があります。しかし、環境問題、脱炭素化としての大きな目標を鑑みたとき、これからの世代のためにも、積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。そのためにも、県としても継続的な支援に力を入れていってほしいと思います。

次に、オンライン学習について伺います。

今回の一般質問の中で、多くの議員の方から不登校についての質問がございましたので、私からは1点だけ質問させていただきます。

既に周知のとおり、不登校児童生徒は増加している状況が続いています。無気力・不安、人間関係、発達障がいなど、その原因は様々です。保護者の皆様は、不登校になれば学習の遅れが出ることに不安を感じてしまいます。その対策の一つとしてオンライン学習があります。

学校を離れていても学びができ、コロナ禍のときに積極的に学校現場では導入されてきました。もちろん学校に来られるように支援を続けていくことは大切ですが、どうしても登校することのできない生徒に対しては、学びの場としてオンライン学習も非常に有効であると考えます。ただし、出席扱いにならない場合もあるようです。中学校において出席扱いにならない場

合、高校入試への影響が心配されます。

中学校における不登校生徒のオンライン学習において、出席扱いとなるための要件について、また、出席扱いとならなかった場合、高校入試の際に不利益とならないのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 不登校生徒が自宅で行うオンライン学習につきましては、学校等が提供する学習に取り組む場合と、生徒や家庭が独自に配信動画や学習ドリル等で取り組む場合があります。

どちらの場合も出席扱いとすることは可能でありまして、基本的にフリースクール等と同様、学校と保護者との間に十分な協力関係が保たれていることや、当該生徒への学習支援や相談支援が適切に行われていることなどを踏まえ、校長が子供一人一人の実情に応じて総合的に判断することとなっております。

なお、出席扱いにならないことが、高校入試において不利益となることはございません。

○今村光雄議員 欠席による高校入試への影響はないとのことですので、保護者の皆様は学校との連携もしっかり取りながら、安心して学力向上に打ち込んでいただければと思います。

次に、支援対象児童等見守り強化事業について伺います。

コロナ禍において、長期間にわたる外出自粛の行動制限などが大きなストレスとなり、外部から見えにくい形での児童虐待が懸念されてきました。児童虐待を未然に防止するためには、子供や子育て家庭の孤立化を防止し、地域ぐるみで子供の見守り体制を強化することも重要であります。

国は、要保護児童対策地域協議会が中心となって、子ども食堂や子供への宅食、学習支援

などを行う民間団体なども含めた、地域ネットワークを通じた見守り体制の強化の支援を行っています。

児童虐待を防ぐためにも、今後も必要な事業と考えますが、支援対象児童等見守り強化事業の実績と県としての考えを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 支援対象児童等見守り強化事業は、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等が、支援ニーズの高い子供たちを見守り、必要な支援につなげることができる体制を強化する事業です。

この事業の実施主体は市町村で、補助基準額の範囲内で、国が事業費の3分の2を、市町村が3分の1を補助しており、令和4年度の実績は、9市町の14団体に対し、合計で約5,700万円となっております。

県としましては、児童虐待のリスクを下げるためにも、子育て世帯が孤立しないようにする支援は大変有効だと考えておりますので、引き続き、市町村への周知を図ってまいります。

○今村光雄議員 次に、身体障害者手帳の交付申請について伺います。

障害者手帳の申請に必要な書類の一つに、指定医の診断書・意見書があります。難病であったとしても定期的に通っている病院ならば、かかりつけ医師からの意見書の作成は容易なものとなりますが、かかりつけ医師を持たない、またあまり病院にかかったことのない者が急に障がいを持つことになった場合や、症状の進行が早まった場合、意見書の依頼先がないため、障害者手帳の申請が困難になることが考えられます。難病であれば対応できる病院も少ないことも懸念されます。

かかりつけ医師からの意見書を書いてもらっ

てきてくださるとの回答に、何もできずに苦しんだことがあるという方から、そのようなお話を伺いました。

身体障害者手帳の交付申請手続について、また申請に関わる相談にどのように対応しているか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 身体障害者手帳の交付申請につきましては、身体障害者福祉法に基づいて知事が指定する医師の診断書を申請書に添付の上、申請者が居住する市町村を經由して、都道府県知事に行うこととなっております。

申請に係る様々な御相談に対しては、市町村が窓口となっておりますが、必要に応じて、県身体障害者相談センターと連携しながら対応しております。

県としましては、申請手続が円滑に進むよう、市町村に対して状況に応じた助言等を行うなど、適切な対応に努めてまいります。

○今村光雄議員 まずは市町村の障害担当の課を訪ねるということです。しっかりと対応してもらえるよう、県からも連携をお願いしたいと思います。また、そこでの解決ができないようでしたら、県身体障害者相談センターに相談するということのように。何度も同じ作業が繰り返されないよう、丁寧な対応をお願いいたします。

次に、身体障がい者が利用する自動車の改造について伺います。

けがや病気などにより障がいを持ったとき、リフトがついた新しい車を買換えるのではなく、今まで使用していた自家用車を改造して、継続して利用したほうが安く済むようです。福祉タクシーの利用なども考えられますが、利便性を考えると自家用車の利用を望まれます。

市町村が実施する地域生活支援事業による、身体障がい者が利用する自動車の改造に対する支援の現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 市町村が実施する地域生活支援事業は、障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、国や県の補助を受けて、地域の実情に応じ、多様なサービスを提供するものであります。

この事業による身体障がい者が利用する自動車改造に対する支援につきましては、令和4年度には、県内9市町において実施されております。

なお、地域生活支援事業の実施に当たっては、市町村の財政負担が大きくなっている課題がありますことから、県としましては、今後とも、国に対し十分な財政支援措置を要望することにより、市町村における効果的なサービスの提供につながるよう取り組んでまいります。

○今村光雄議員 自動車改造のための費用補助は、各市町村にて補助があるようですが、あくまでも本人が運転することが要件となっており、本人の自立更生の促進を図ることが補助事業の目的となっております。

しかし、運転ができない身体障がい者の方であれば、家族が対応することとなり、補助の対象外となってしまいます。そういった方にも支援ができるよう、幅広い支援の検討をしていただければと思います。

次に、国民スポーツ大会について伺います。

都城市において競技場が着々と形を現していくさまは、大変感慨深く感じております。同時に、周辺環境の整備に不安を感じております。

国際大会もできるほどのランクの高い競技場となりますが、周辺の環境が整わないと、リ

ピーターとなるチャンスを逃してしまうことになってしまいます。宿泊施設などの整備をはじめ交通インフラの整備など、対応しなければならないことは数多くあります。

先日、交通インフラについては福田議員より御質問がございましたので、私からは、選手・監督、役員など、大会参加者の宿泊対策についてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 大会期間中は、選手・監督、役員など県内外から多くの参加者が見込まれますことから、受入れのための宿泊対策は大変重要であります。

このため、昨年度は、参加者の宿舎として利用可能な施設に対し、受入れ可能な客室数や設備の状況等を把握するための基礎調査を実施したところであります。

今年度は、ホテル・旅館関係団体に対し、大会の周知や客室提供の協力依頼を行ったほか、必要と見込まれる部屋数を市町村ごとに割り振る配宿を行い、その不足が見込まれる場合の対策等を調査・検討しております。

今後、これらの調査結果を踏まえ、課題を明確化させるとともに、関係機関・団体と十分連携しながら、各競技や会場地市町村ごとの配宿計画の策定を進めてまいります。

○今村光雄議員 次に、県民の機運醸成について伺います。

さきの県人会世界大会は成功裏に終わり、次につながる意義深い催しでありました。関わった人たちからも喜びの声が多く聞かれた一方、直接関わりを持たなかった県民からは関心が薄く、よく分からなかったという声が聞かれたことも事実であります。

さすがに国民スポーツ大会が分からないとい

うことはないかと思いますが、広く興味・関心を持ってもらうことは、来てもらう人たちに対して、おもてなしまではいかないまでも、失礼のないような対応ができるのではないかと考えます。

また、選手ではない学生さんたちも積極的にボランティアや運営に携わることは、今後の活動に活かされる大変よい経験になるのではないのでしょうか。

県民の機運醸成についてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 4年後の大会は県民総参加型の大会を目指しておりますことから、県民の皆様の興味・関心を高め、多様な参加機会をつくることが重要と考えております。

このため、今年度から広報・県民運動を本格的に展開しており、具体的には、大会を身近に感じていただけますように、昭和54年に開催した「日本のふるさと宮崎国体」パネル展の実施や、大会専用ウェブサイト及び公式SNSの開設など、大会に関する情報を広く発信するとともに、イメージソングの公募により、大会への県民自らの参加を促しているところであります。

今後市町村や関係団体等と連携しながら、ボランティアや花いっぱい運動など、県民が自発的・積極的に参加できる機会を創出し、一層の機運醸成に努めてまいります。

○今村光雄議員 様々な情報発信を行い、県民一丸となって大成功の大会となるよう、私も頑張っていきたいと思っております。

次に、介護人材について伺います。

内閣府によると、65歳以上の高齢化率は今後

も上昇し続け、14年後の2037年には、3人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されています。

さらに、平均寿命や健康寿命も毎年延びており、介護が必要な期間も長くなってきております。長生きは大変すばらしいことですが、問題は、その介護に携わる人員が少ないということです。介護職員の離職率は、様々な施策が功を奏し、以前よりも回復傾向ではありますが、まだまだ全産業の平均よりも厳しい状況であります。

介護に関わる職種は、介護職だけでなく、ケアマネジャー、看護、調理、事務など多岐にわたりますが、事務を除く全ての業種に関して人材確保が厳しい現状にあります。

介護人材不足が問題となる中、介護人材の確保・定着に対する知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全国を上回るスピードで高齢化が進む本県におきましては、今後、介護需要がさらに増加する一方で、生産年齢人口の急減に伴い、2025年には約2,600人の介護人材が不足すると見込まれておりまして、介護人材の確保・定着は重要な課題であります。

このため県では、テレビやSNSなどを活用した介護の魅力発信や外国人介護人材の受入れに関する支援など、様々な対策を講じているところであります。

また、限られた人材で介護の質を確保するためには、業務の効率化や職員の負担軽減が重要でありますことから、介護ロボットやICTの導入支援にも取り組んでおります。

先日、ふれあいフォーラムの分野版としまして、福祉系学科で学ぶ高校生と意見交換をする機会がありました。それぞれ使命感を持ちなが

ら、介護・福祉の分野を志し、実習等で厳しいつらい思いもしながらも、利用者の皆さんの感謝の思いというものに励まされながら、やはりこの道で頑張っていこうと、すばらしい学生が育っているなということを改めて感じたところでもあります。

人が人を支える介護の仕事は極めて重要な仕事だと考えております。また別途、ケアマネジャーの方々と意見交換する機会もありましたが、介護現場で働く職員の皆様は、日々やりがいを持って、献身的に仕事に従事しておられるということを改めて実感いたしました。

そのやりがいや魅力がより多くの方々に伝わるように発信するなど、引き続き、介護人材の確保・定着に向けた総合的な取組を進めてまいります。

○今村光雄議員 大きくは国の施策によるものばかりとなりますが、県としても細かな対策が打てるのではないかと思います。

特別委員会で学ばせてもらいましたが、移住政策、年配の方も含めた全戸へのタブレット貸出しによるDX化など、全国を見ると参考になる取組が多々ございます。苦勞している現場のためにも、よいものはどんどんまねて行ってもらいたいと思います。

次に、外国人介護人材について伺います。

来年は、6年に一度の医療・介護・障害福祉サービスのトリプルとなる報酬改定が行われます。それに向けて、厚生労働省は協議を重ねているところではありますが、介護人材不足の解消のため、外国人介護人材の配置要件の緩和が調整されているようです。介護はコミュニケーションが重要な仕事ですが、言葉の壁などもあるため、外国人介護人材を受け入れ難いという事業所側の問題もあります。ただ、いつでも対

応できるような環境は整備しておく必要があると思います。

本県における外国人介護人材の現状と、外国人介護人材の確保・定着に関する県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川北正文君) 本県の外国人介護人材数は年々増加し、令和5年6月時点で275名となっております。

県では、外国人介護人材受入れ促進のため、介護事業所を対象とした受入れセミナーの開催や、外国人留学生へ奨学金を支給する介護事業所への補助などを行っております。

また、円滑な職場定着を促進するため、介護に関する日本語研修を実施するとともに、介護福祉士の資格取得や生活支援に係る経費を補助しております。

介護需要が増加し、介護人材不足が見込まれる中、引き続き、介護を担う貴重な人材である外国人材の確保、受入れ、定着に努めてまいります。

○今村光雄議員 今後も国の動向を注視しながら、対応をよろしくお願いします。

外国人介護人材でもありましたように、人材は、確保だけではなく、定着させていくことも重要であります。

先月30日の県の補正予算案の中でもありましたが、介護職員などへの処遇改善は大変重要な取組となります。ほかの産業よりも低い賃金の解消のためにも処遇改善は必要ですが、基本報酬ではなく、あくまで加算となっているため、その加算を取得するかどうかは事業所の判断となっています。そのため、要件を満たさなければ加算が取れず、3つある加算が複雑化しているため、全てを取得していない事業所も多くあると聞いております。

来年の改定では、改善する方向で調整しているとのことですが、現在の処遇改善に関する加算の取得状況と、取得促進のための県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 本県の処遇改善に関する加算の対象事業所数は、11月1日現在、2,025事業所であり、介護職員を対象とした処遇改善加算を91.9%の事業所が、また介護職員とその他の職種も対象としたベースアップ等支援加算を77.7%、特定処遇改善加算を61%の事業所が取得しております。

県では、これら3つの加算の取得をさらに促進するため、介護事業所を対象にしたセミナーの開催や、社会保険労務士による個別訪問等に取り組んでおります。

また、これらの加算の取得手続について、事務作業が煩雑で取得に至らないとの現場の声も伺っておりますが、県としても手続の簡素化を要望しており、現在、国において、来年度の介護報酬改定に向けて、加算の一本化の議論が行われているところです。

○今村光雄議員 本来は、賃金に関わることなので、加算という形で差をつけるのではなく、基本報酬に入れていくべきだとは思いますが、どの事業所も加算を取得できるよう、県からの手厚い後押しと支援をよろしく申し上げます。また、処遇改善の要件をしっかりと取り組んでいくことが、人材の確保だけでなく、人材の定着につながっていくことになると思っていますので、その点もバックアップをよろしくお伺いいたします。

最後の質問になります。介護支援専門員の更新研修についてです。

介護支援専門員は、資格取得が難しく、業務も多忙なため、成り手不足が叫ばれています。

さらに、5年ごとの更新研修が必要となります。この更新研修ですが、様々な面で問題視されており、実務研修者として初めて更新する場合、88時間かかる研修時間や4万4,000円かかる研修費用、内容の充実など、見直しを求める声も多く上がっております。様々な難しい問題ではありますが、県として対策が打てるところは、しっかりとやっていってほしいと思います。

本年度より研修費用の負担軽減の支援が始まったと聞きました。介護支援専門員の更新研修に関わる地域医療介護総合確保基金、また教育訓練給付制度の活用について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う介護支援専門員は、5年ごとの資格更新研修のたびに受講料が必要となるなど、様々な負担が生じていることは承知しております。

このため県では、今年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、更新研修受講料を助成する市町村に対して、その4分の3の額を補助することにより、市町村の取組を支援しております。

また、国の教育訓練給付制度については、県介護支援専門員協会に対し、更新研修が給付の対象となるよう申請事務のサポートを行ったところであり、来年度から受講費用の一部が国から支給される見込みです。

県としましては、関係機関とも連携しながら、引き続き、介護支援専門員の負担軽減に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 先ほどの知事の答弁にもありましたとおり、介護業界は人と人との関わり合いで成り立つ仕事でございます。様々な影響に

より、労働者の心がすさんでしまえば、小さなケアがおろそかとなり、いずれは虐待へと発展してしまう可能性があります。また、離職率の原因のトップは人間関係であります。

多くの労働環境の改善を行っていますが、私は働くことに対する喜びが大事だと思います。その喜びにつながる一つに自分自身の成長があるのではないのでしょうか。施設長や管理者も含めた、そこで働く全ての労働者の成長のため、まだまだやれることはあるのではないのでしょうか。離職率の低い事業所もあると聞いております。国の施策だけではなく、県でできる取組もさらに挑戦していったらどうでしょうか。

高齢者の皆様のおかげで今があります。感謝とともに、私も一緒になってこれからも頑張っていきたいと思っております。

以上で一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時50分散会

